

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格及び役割	1
3	計画の期間等	2
4	計画が対象とする青少年の範囲	2
5	計画の構成	2

第2章 青少年を取り巻く状況

1	社会環境の変化	3
(1)	人口減少、少子高齢化の一層の進行	3
(2)	情報化社会の進展	4
(3)	グローバル化の進展	5
(4)	地域社会の変化・価値観の多様化	5
(5)	雇用状況の変化	5
2	青少年の現状	6
(1)	青少年の人口	6
(2)	青少年と家庭	10
(3)	青少年と学校	11
(4)	青少年の就労	14
(5)	困難を抱える青少年の状況	20
(6)	青少年を取り巻く有害環境	29
(7)	少年非行と犯罪被害の状況	32

第3章 計画の基本的考え方

1	本県の取組	36
2	基本目標	38
3	施策の体系	39

第4章 青少年育成施策の推進

1 施策の展開	40
基本目標Ⅰ 全ての青少年の健全な育成と自立の促進	40
施策の方向1 自己形成支援と心と体の健康の確保	41
施策の方向2 社会参加及び社会的自立の支援	44
基本目標Ⅱ 困難を抱える青少年やその家族への支援の充実	49
施策の方向1 困難な状況に応じた支援	50
施策の方向2 支援体制の整備、充実	54
基本目標Ⅲ 青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備	56
施策の方向1 家庭、学校、地域における環境整備	57
施策の方向2 青少年の安全・安心の確保	59
2 県民総ぐるみの青少年健全育成の推進	63

第5章 計画の推進

(1) 県の推進体制の充実	64
(2) 連携の強化	64
(3) 普及啓発活動の展開	64

参考資料

1 とちぎ青少年プランの策定経過	
2 栃木県青少年健全育成審議会委員名簿	
3 とちぎの子ども育成憲章	
4 栃木県青少年健全育成条例	
5 子ども・若者育成支援推進法	
6 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる 環境の整備等に関する法律	
7 「青年の意識と行動に関する調査」(概要版)	

第1章 計画の概要

第1章の計画の概要では、計画策定の趣旨、計画の性格及び役割、計画の期間等計画が対象とする青少年の範囲、計画の構成を示しています。

1 計画策定の趣旨

栃木県の明日を担う青少年が、夢と希望を持って心豊かでたくましく成長することは、県民すべての願いです。

このため、県では、これまで「とちぎ青少年プラン（第1期～第3期）」を策定し、青少年の健全育成施策の推進を図ってきました。

しかしながら、今日の日本は、過去に例を見ないほどの少子高齢化や、高度情報化、グローバル化が進展し、家庭や学校、地域など青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、非行の低年齢化やいじめなどに見られる規範意識の低下、ニートやひきこもりの増加など、問題は多様化し、複雑かつ深刻化しています。

さらには、就労の不安定化や子どもの貧困問題など、青少年を取り巻く様々な環境への対応も求められています。

こうした状況から、引き続き、青少年の健全育成を効果的、総合的に推進するため、栃木県青少年健全育成条例の基本理念や、子どもたちを育成していくための大人の行動指針として制定した「とちぎの子ども育成憲章」の理念を踏まえ、前プラン同様、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を目指し、「とちぎ青少年プラン」を策定します。

【栃木県青少年健全育成条例 基本理念】

青少年の健全な育成については、

- ① 次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立できることを旨として行われなければならない。
- ② 社会を構成するすべての組織及び個人が、家庭、学校、職場、地域等において、それぞれの役割及び責任を担い、相互に協力しながら取り組まなければならない。
- ③ 青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

2 計画の性格及び役割

(1) 本県の青少年の健全な育成を総合的かつ効果的に推進するための「栃木県青少年健全育成条例」（以下、「健全育成条例」という。）第10条に基づく「基本計画」とし、基本目標やこれを実現するための推進施策などを示します。

(2) 「子ども・若者育成支援推進法」第8条に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」の基本理念などを踏まえたものとします。なお、本プランと「とちぎ子ども・子育て支援プラン」を併せて、同法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。

(3) 子育てにかかわる大人の基本理念・行動指針として平成22年2月に制定した「とちぎの子ども育成憲章」を踏まえた計画とし、県はもとより、市町をはじめ、家庭、学校、職場、地域などが相互に連携・協力を図りながら、県民総ぐるみで青少年の健全育成を推進していくための指針となるものです。

(4) 県政の重点戦略となる「〇〇〇〇プラン（仮）」との整合性を図りながら、青少年の健全育成の基本的方向を示すものです。

- (5) 子育て環境づくり、学校教育や若者の就労支援については、それぞれ「とちぎ子ども・子育て支援プラン（計画期間：平成27～31年度）」、「栃木県教育振興基本計画 教育ビジョンとちぎー2016～2020ー」、「とちぎ産業プラン（計画期間：平成28～32年度）」でその具体的な施策を明らかにしています。
- (6) 本プランが青少年育成団体などの活動の参考となり、また、県民一人ひとりが青少年育成への関心を高め、青少年育成活動が地域社会全体の取組となることを期待するものです。

3 計画の期間等

本プランの期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

今後の社会情勢などの変化に対応した適切なプランの推進を図るため、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

なお、プランに基づく県施策の具体的な実施計画については、毎年度当初に示していきます。

4 計画が対象とする青少年の範囲

青少年の定義は、時代や文化、各種法令や学術的見解によってそれぞれ異なっています。

本プランでは、概ね30歳までの青少年に焦点を当てるとともに、円滑な社会生活を営む上で困難を抱える30歳代も対象とします。

5 計画の構成

本プランは、5章で構成されており、各章の構成は次のとおりです。

- (1) 第1章では、プランの概要として、プラン策定の趣旨、プランの性格及び役割、プランの期間等、プランが対象とする青少年の範囲、プランの構成を示しています。
- (2) 第2章では、青少年を取り巻く状況として、青少年育成の観点から特に影響が大きいと考えられる社会環境の変化について示すとともに、統計資料などから青少年の現状を示しています。
- (3) 第3章では、青少年健全育成の基本的考え方として、健全育成条例、子ども・若者育成支援推進大綱やとちぎの子ども育成憲章の理念、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後の取組とプランの施策体系を示しています。
- (4) 第4章では、青少年育成施策の推進として、県が行う青少年育成施策の基本目標、施策の方向を示し、併せて、プランに基づく県施策の体系と主な取組を示しています。
また、プランを推進していくための体制の充実や県民総ぐるみ運動の今後の展開について示しています。
- (5) 第5章では、計画の推進として、総合的な県の推進体制について示し、市町や県の推進体制の充実と併せて、県民会議、市町村民会議等の関係団体、さらには、他の都道府県や国との連携強化による本プランの推進を示すとともに、青少年の健全育成に向けた普及啓発活動の展開について示しています。

第2章 青少年を取り巻く状況

第2章の青少年を取り巻く状況では、青少年育成の観点から特に影響が大きいと考えられる社会環境の変化について示すとともに、統計資料などから青少年の現状を示しています。

1 社会環境の変化

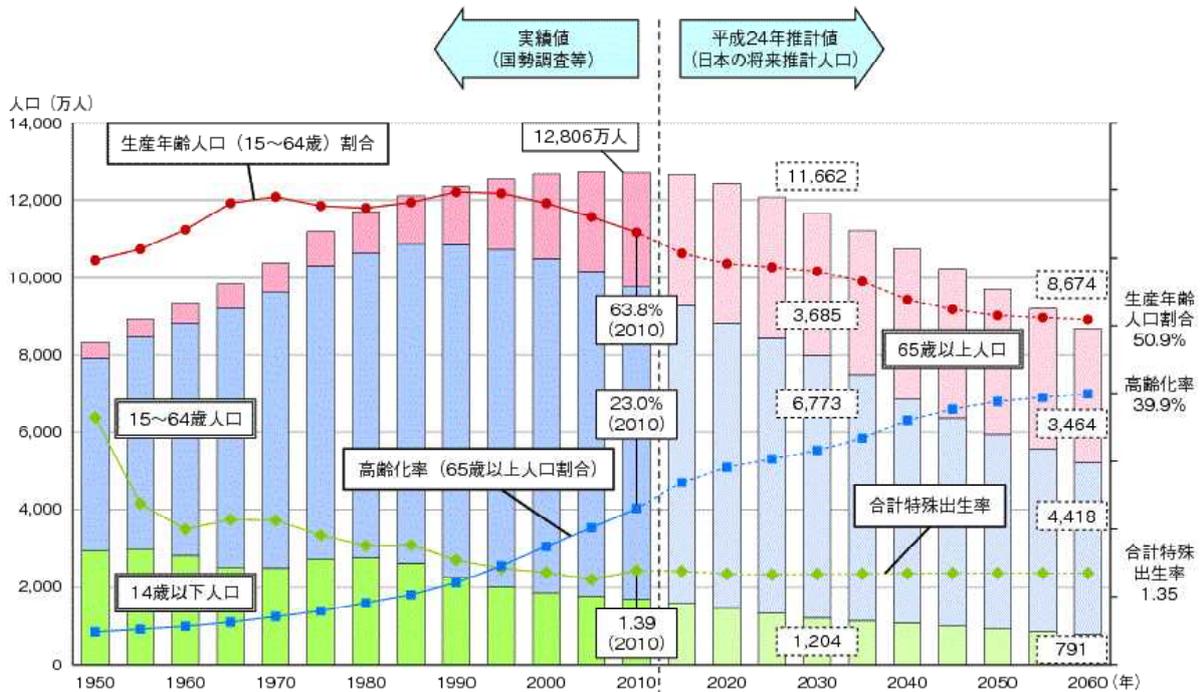
(1) 人口減少、少子高齢化の一層の進行

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、我が国の総人口は、2048年（平成60年）には1億人を割り、2060年（平成72年）には8,674万人になるものと見込まれています。また、生産年齢人口は、2010年（平成22年）の63.8%から減少を続け、2060年（平成72年）年には50.9%になるのに対し、老年人口（65歳以上の人口）は、2042年（平成54年）に3,878万人とピークを迎えます。

また、高齢化率（老年人口の総人口に対する割合）は、50年後の2060年（平成72年）には39.9%、すなわち2.5人に1人が65歳以上となることを見込まれています。

このように、我が国は、今後、人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、県民全体による、社会を支えていく青少年を健全に育む社会の実現に向けた取組が不可欠となります。

第1図 年齢3区分別人口の推移と将来見通し（全国）



資料：総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）：出生中位・死亡中位推計」（各年10月1日現在人口）、厚生労働省「人口動態統計」

(2) 情報化社会の進展

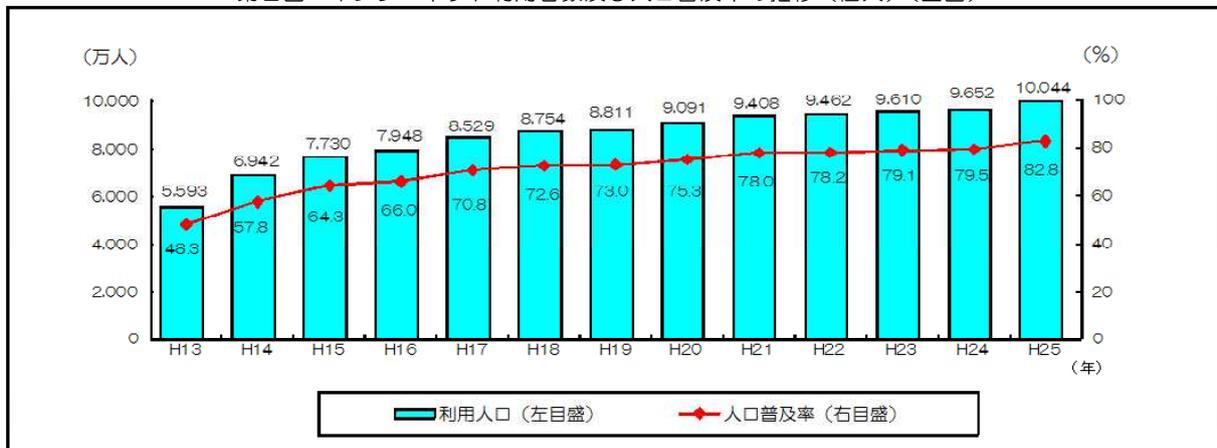
ICT（情報通信技術）の発達と普及は、単なる技術革新にとどまらず、経済、社会、生活のあらゆる面で大きな変革をもたらし、高度情報化社会の進展により、居ながらにして世界中のさまざまな情報を入手し、あるいは発信できるようになり、生活は非常に便利になりました。

しかし、その一方で、間接体験や擬似体験、情報機器を介したコミュニケーションの増加に伴う人間関係の希薄化、有害情報の氾濫、インターネット上のいじめや金銭問題などにつながるトラブル等も顕在化し、サイバー犯罪という、複雑化・高度化したネット犯罪も増えています。

このため、人権問題や著作権等、個人情報に対する認識を高めさせ、最低限の知識を身に付けさせることが必要になるとともに、自身が現代社会に適応するためには、溢れる情報の中から必要なものを収集・選択する能力、さらに、それらを適切・効果的に活用する能力（メディアリテラシー）を育てる必要があります。

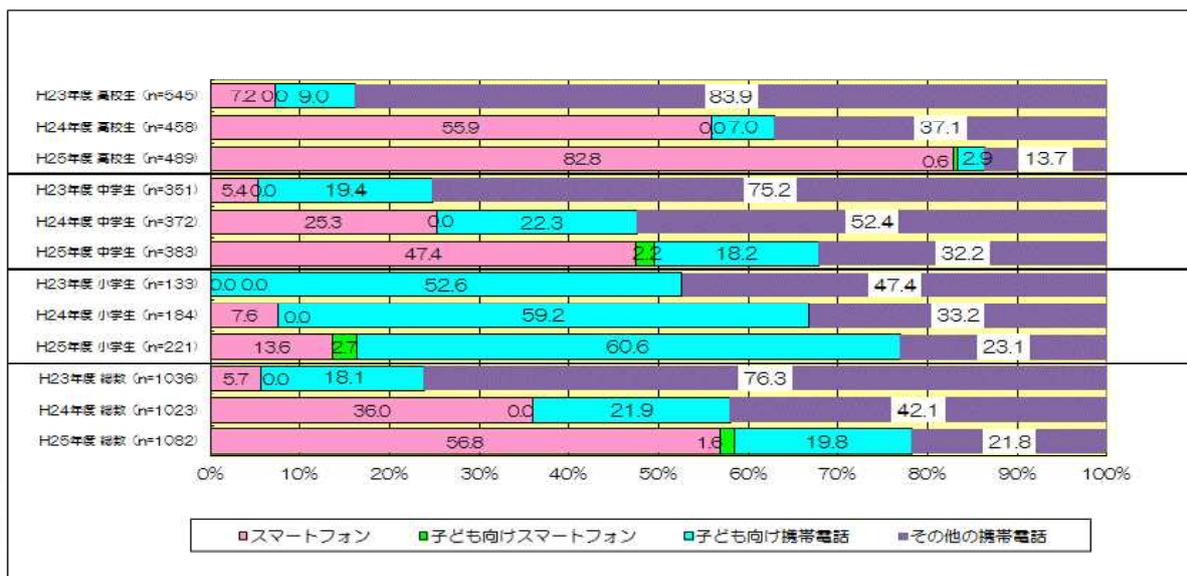
さらに、「情報化」された社会生活の中には、青少年にとって危険な未整備の領域があることを、周りにいる大人一人ひとりがしっかり認識・理解し、その社会で生き抜くための技術やルールを身につけさせるよう、意識的に関わる姿勢が求められます。

第2図 インターネット利用者数及び人口普及率の推移（個人）（全国）



資料：総務省「平成25年通信利用動向調査」

3図 青少年の携帯電話・スマートフォンの所有率及び所有機種



資料：内閣府「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

(3) グローバル化の進展

交通手段、ICTの進歩等によるヒト・モノ・カネ・情報の大規模な移動が可能となり、経済をはじめとした様々な分野でのボーダレス化、グローバル化が進み、環境や資源、食糧、エネルギーなど地球規模の問題もより身近なものとなっています。

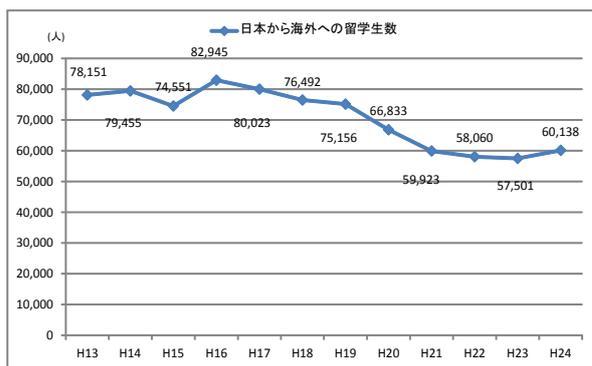
一方、海外へ留学する日本人学生数は、2004年（平成16年）以降、減少傾向に転じており、若者の「内向き志向」の強まりが懸念されています。

このような現状を踏まえて、国際社会・地域社会等でのグローバル化に対応でき、国際化が進展する各分野でリーダーシップを発揮することができる青少年の育成が求められています。

また、県内の外国人住民数の増加に加え、東京オリンピック・パラリンピックの開催等による外国人観光客の更なる増加が見込まれる中、

多様な文化や価値観を持つ様々な人たちとの共生が求められており、青少年の異文化への理解や国際協調の精神を涵養して必要があります。

(※ 日本人の海外留学状況)



(資料：OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE[Open Doors]、中国教育部、台湾教育部)

(4) 地域社会の変化・価値観の多様化

本来、地域社会は、家庭や学校等を含んだ青少年の主要な生活圏であり、さまざまな人々とのふれあいや相互支援などを通じて、自立心や社会性を身につける重要な場といえます。しかし、少子高齢化や核家族化、個人の価値観の多様化に伴い、地域の連帯感や人間関係が希薄になり、地域社会は青少年の教育機能を果たすには十分でない状況となっております。

このため、日常的な地域との交流の中で、青少年が主体的に参加できる土壌づくりを進められるよう、ボランティア活動をはじめ社会貢献体験活動、自然体験活動など青少年の成長段階に応じた様々な体験活動ができる場や機会を、行政をはじめとした関係機関や関係団体と連携して提供し、地域社会全体で育む教育機能の醸成が求められています。

(5) 雇用状況の変化

我が国の就業者の減少は、経済成長や社会保障の観点からもマイナスの影響が懸念されています。そのため、意欲と能力のある青少年が働きやすく、将来に希望が持てる環境整備のため、働き方改革や活躍促進などに取り組む必要があります。

また、グローバル化に伴う経済産業構造の変化や企業側のコスト削減に向けた取組、労働者側の多様な働き方へのニーズの高まり等により、近年、特に高齢層や女性を中心に非正規雇用労働者が増加している一方で、正社員として働ける機会がなく、若年層の非正規の職に就職している割合が、他の年齢層と比べ高い状況となっています。さらに、青少年の「使い捨て」につながる、長時間労働や賃金不払残業等の問題も起きており、こうした課題等への取組を引き続き強化する必要があります。

さらに、フリーター・ニート等の社会的自立が困難な青少年の安定雇用への支援・職業的自立への支援が必要となる他、ものづくり離れ・技能離れ等の実態を踏まえ、青少年が技能者を目指す環境を整備し、産業活動の基礎となる技能者の人材確保・育成を図るとともに就職の実現に資する職業訓練等が求められています。

2 青少年の現状

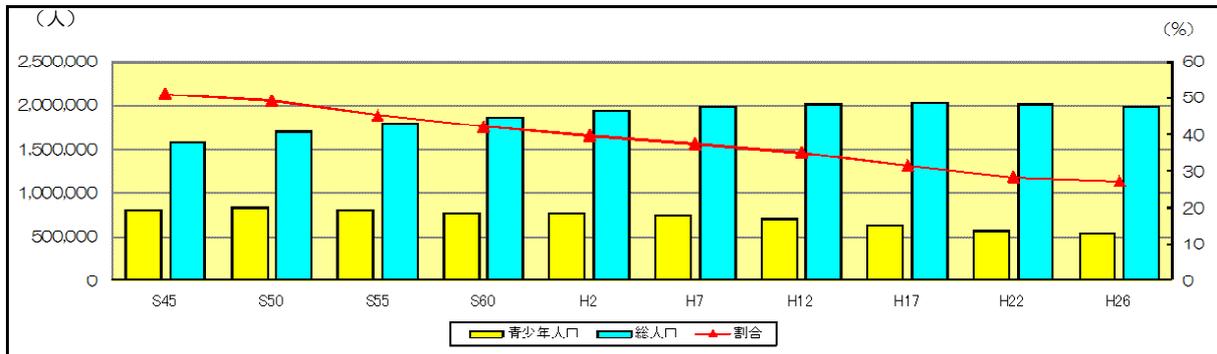
(1) 青少年の人口

① 現状と推移

本県の平成26年10月1日現在の総人口は1,980,960人ですが、このうち青少年（0～29歳）の人口は535,912人で、総人口に占める割合は27.1%となっています。昭和45年まで総人口の半数以上を占めていた青少年人口は、昭和50年に初めて50%を下回り、以後、年々その占める割合は減少しています。

年齢3区分別人口構成の見通しでは、老年人口（65歳以上）の割合が、平成7年の14.8%から平成52年には35.7%に上昇するのに対して、年少人口（0～14歳）の割合は、平成7年の17.1%から平成52年には10.6%まで年々減少するものと見込まれています。

第4図 青少年人口・総人口及び総人口に占める割合の推移（各年10月1日現在）

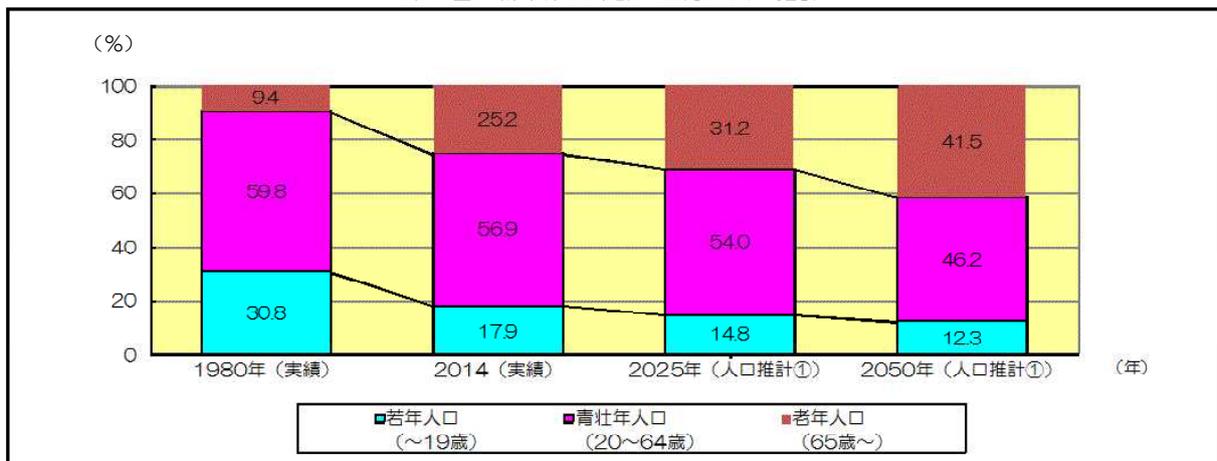


区分	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H26
青少年人口	806,739	837,157	811,135	784,510	770,126	747,253	701,222	632,307	570,299	535,912
総人口	1,580,021	1,698,003	1,792,201	1,866,066	1,935,168	1,984,390	2,004,817	2,016,631	2,007,683	1,980,960
割合	51.1	49.3	45.3	42.0	39.8	37.7	35.0	31.4	28.4	27.1

(単位:人、%)

資料：H26は県統計課「平成26年栃木県の人口」、S45～H22は総務省「国勢調査」

第5図 栃木県の年齢3区分の人口推計



資料：総務省「昭和55年国勢調査」 総合政策課推計（H26年9月推計）

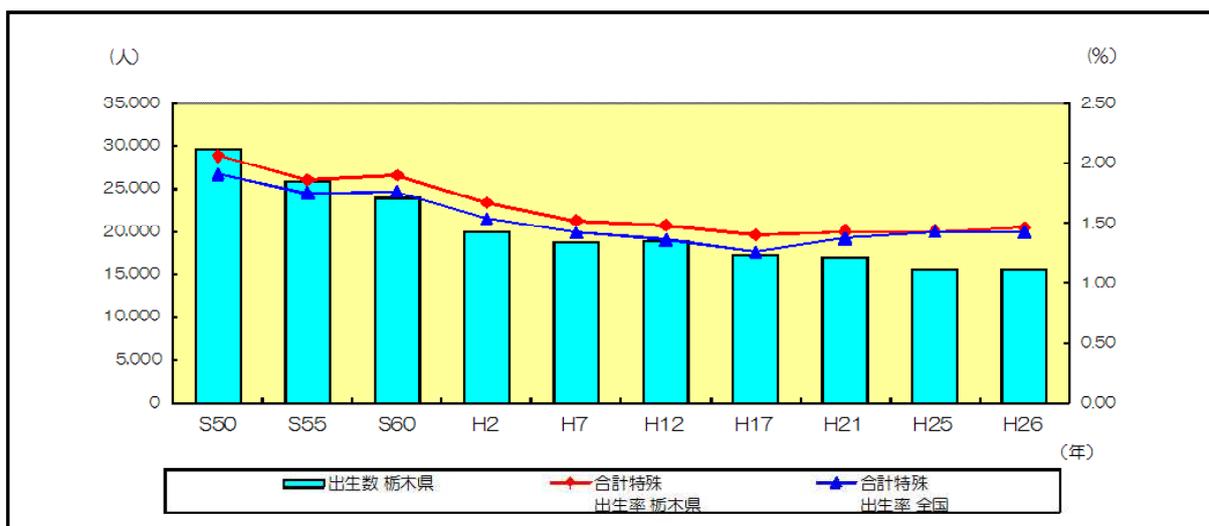
(注) 国では0～14歳を年少人口、15～64歳を生産年齢人口と定義しているが、本書では実際に即した年齢区分により推計

② 出生

本県の出生数は、昭和50年から減少傾向にあり、平成26年には15,442人まで低下しています。合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均）も同様の傾向を示しましたが、平成21年から若干の回復傾向にあります。

なお、県が実施した「平成26年度青年の意識と行動に関する調査」（以下、「意識調査」という。）によると、子どもを持つことについては、「子育ては大変だと思う」が77.4%と最も多く、以下、「子育ては楽しいものだと思う」52.8%、「子どもにかかる金銭的な負担が大きい」46.1%、「結婚したら子どもを持つのがあたりまえだと思う」24.4%と続いています。子どもを持つことに肯定的な面がある一方で、経済的な負担や出産・子育てへの不安もあることがうかがえます。

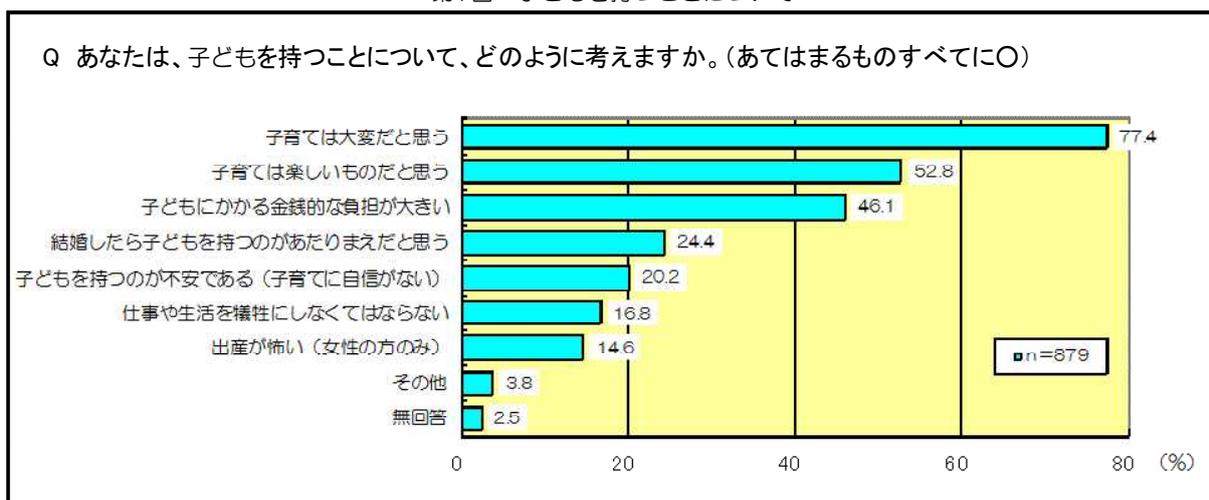
第6図 出生数及び合計特殊出生率の推移



区分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H21	H25	H26
出生数 栃木県	29,673	25,928	23,842	19,995	18,662	18,976	17,363	17,004	15,588	15,442
合計特殊出生率 栃木県	2.06	1.86	1.90	1.67	1.52	1.48	1.40	1.43	1.43	1.46
合計特殊出生率 全国	1.91	1.75	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.37	1.43	1.42

資料：厚生労働省「人口動態統計」

第7図 子どもを持つことについて



資料：県人権・青少年男女参画課「平成26年度青年の意識と行動に関する調査」

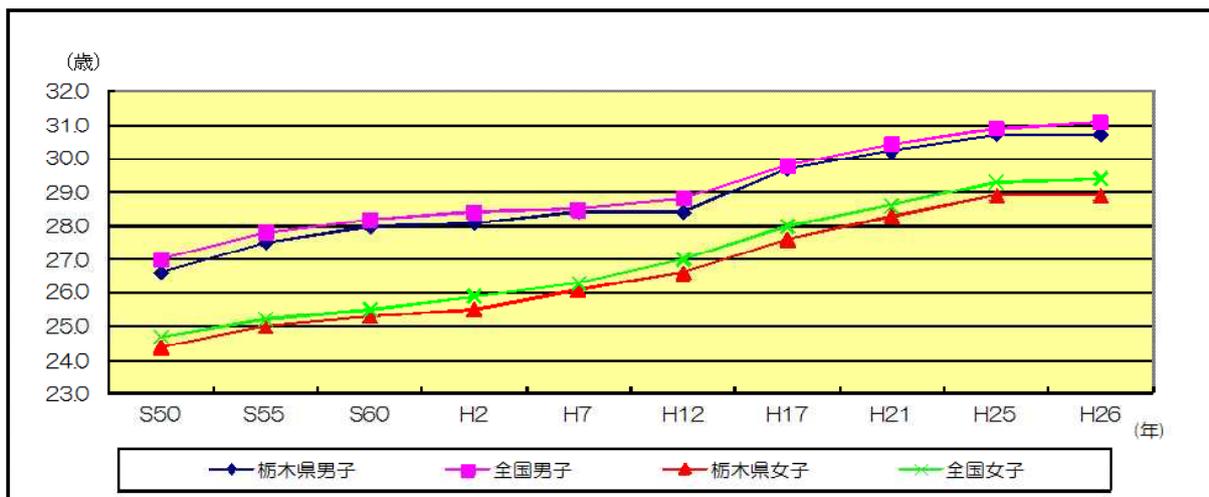
③ 結婚

本県の平均初婚年齢は、平成26年では男子30.7歳、女子28.9歳となっています。その推移をみると、男女とも昭和40年代中頃に一時低下傾向を示したものの、それ以降は年々ゆるやかに上昇しており、晩婚化を示しています。

意識等調査によると、結婚については、「結婚すべきだ」が18.5%、「結婚した方がよい」が58.4%に対し、「結婚しなくてもよい」20.7%、「結婚しない方がよい」1.2%と、結婚に対し消極的な考えを持つ青年が全体の約2割を占めています。

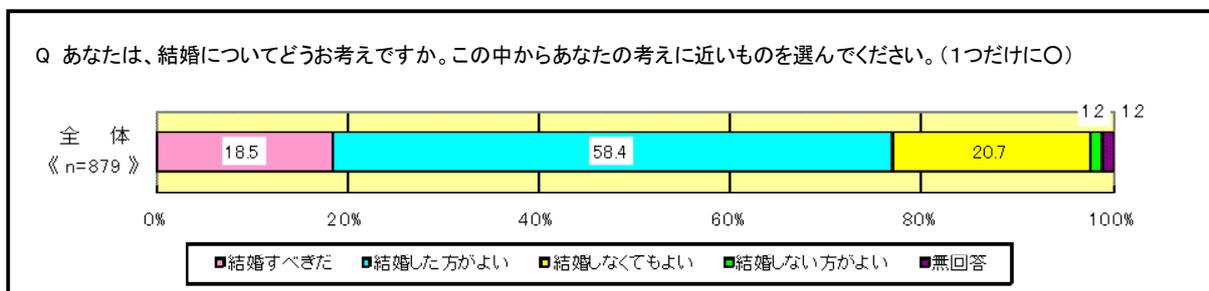
その理由として、「自分の趣味や娯楽を楽しむことができる」が50.8%と最も多く、以下、「一人でも不便を感じない」36.6%、「経済的に余裕のある暮らしができる」26.8%、「家族を持つと責任が重くなる」23.5%と続いており、結婚に対する価値観の多様化がうかがえます。

第8図 平均初婚年齢の推移



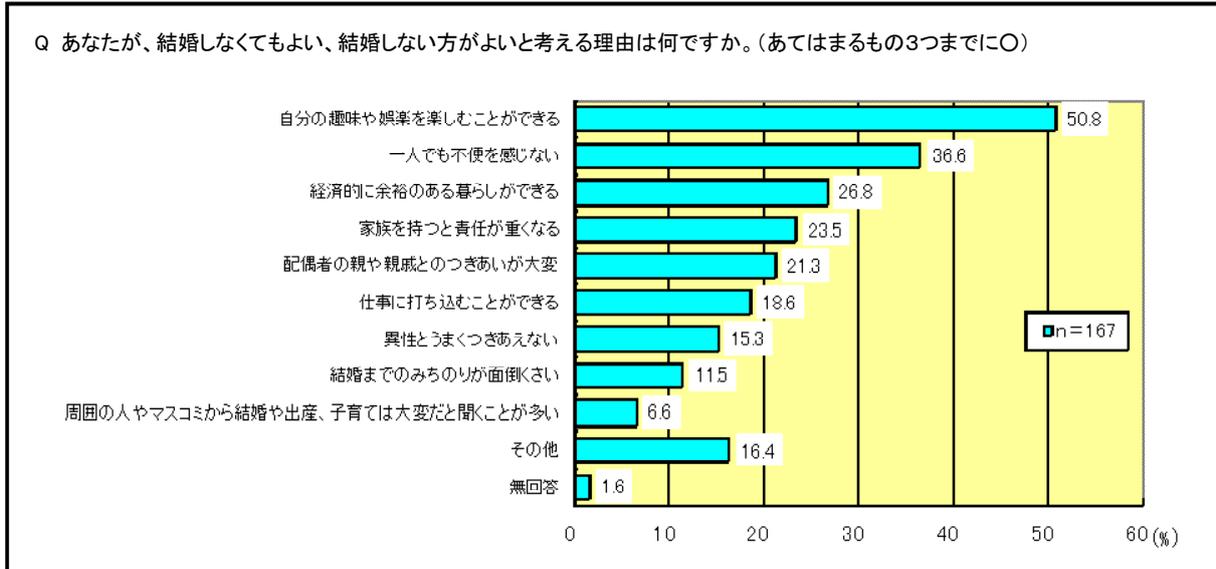
資料：厚生労働省「人口動態統計」

第9図 結婚について



資料：県人権・青少年男女参画課「平成26年度青年の意識と行動に関する調査」

第10図 結婚しなくてもよい（しない方がよい）と考える理由



資料：県人権・青少年男女参画課「平成26年度青年の意識と行動に関する調査」

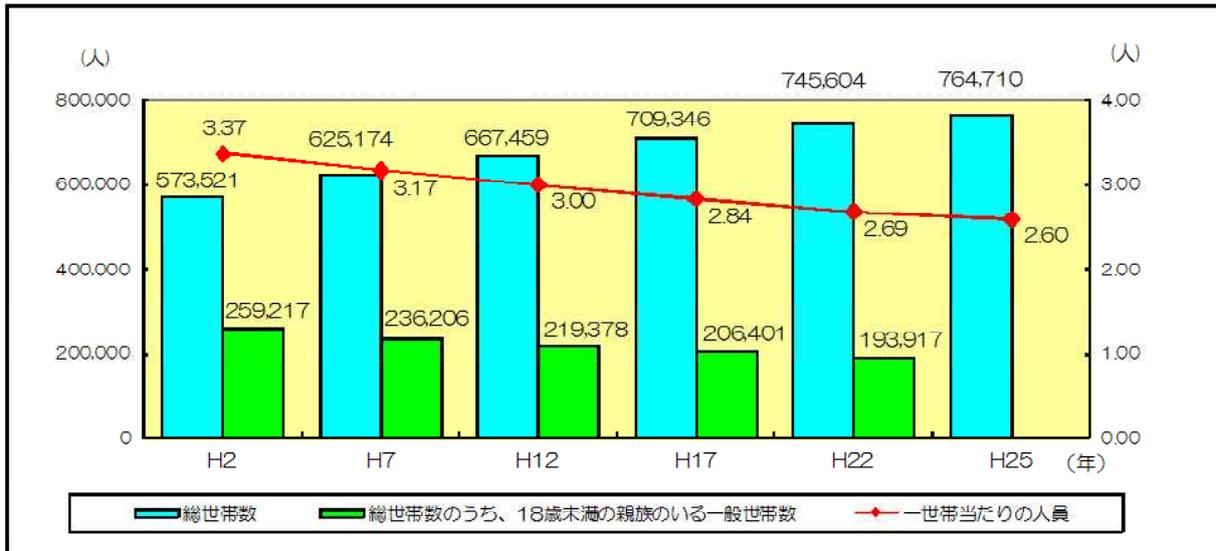
(2) 青少年と家庭

本県の総世帯数は、平成26年10月1日現在764,710世帯で、平成2年以降増加傾向にあります。

しかし、18歳未満親族のいる一般世帯数は平成22年10月1日現在193,917世帯で、(一世帯当たりの人員は平成25年10月1日現在2.60人であり)年々減少しています。

総世帯数の増加要因は、「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」の増加などが考えられ、18歳未満の親族のいる一般世帯数の減少要因は、「少子化」などが近年の傾向として考えられます。

第11図 世帯数等の推移(各年10月1日現在)

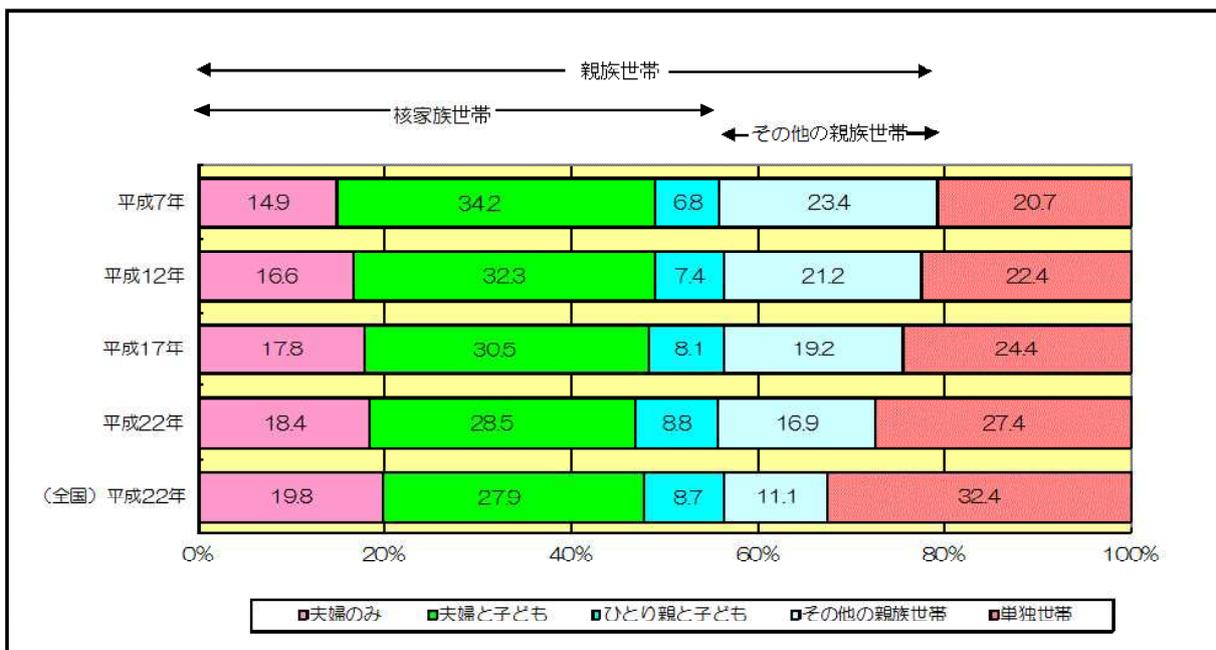


資料：県統計課「平成25年栃木県の人口」(H25)

総務省「国勢調査」(H2~H22)

※ 一般世帯・・・総世帯から病院の入所者などの施設などの世帯を控除した世帯をいう。

第12図 栃木県の一般世帯の家族類型別割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

※ 一般世帯の家族類型

親族世帯：世帯主と親族関係にある者がいる世帯
単独世帯：世帯人員が1人の世帯

(3) 青少年と学校

① 在学者数

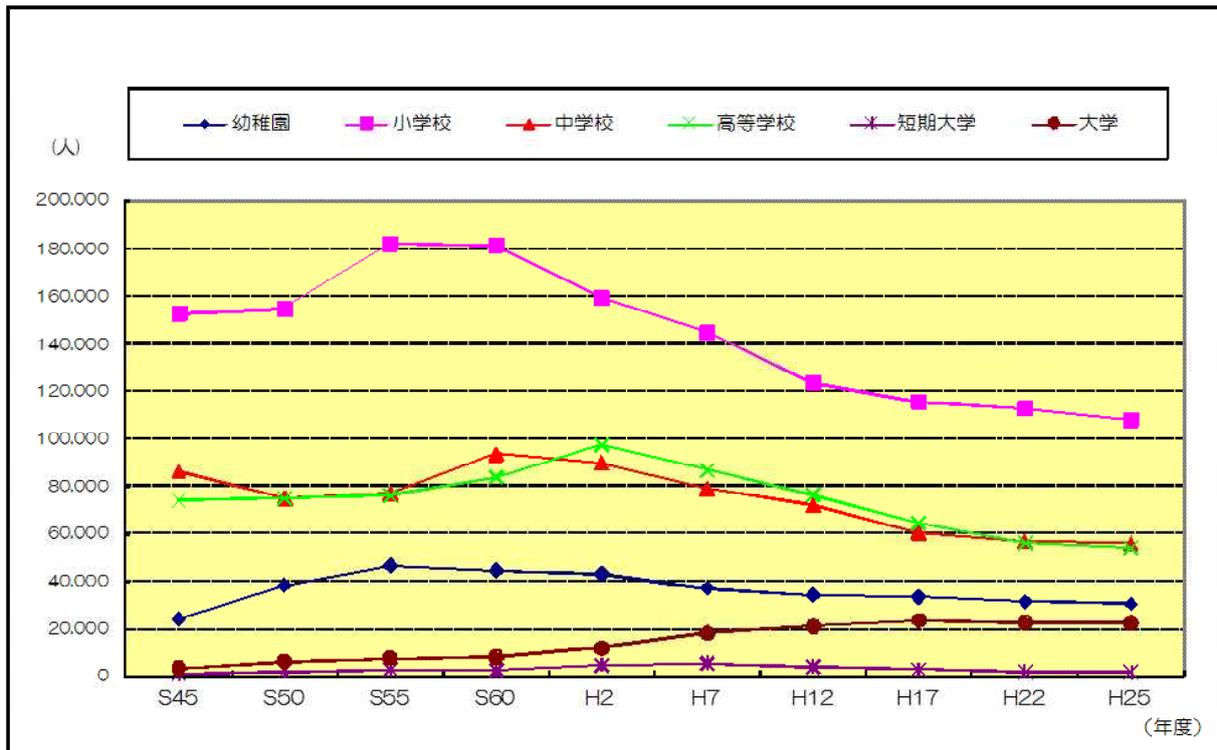
本県の平成25年5月1日現在の幼稚園から大学までの在学者数は、273,527人であり、総人口の13.8%を占めています。

学校種別では、第1次ベビーブーム（昭和22～24年生まれ）、第2次ベビーブーム（昭和46～49年生まれ）による増加のピークを過ぎたことにより、小学校の児童数は、昭和50年代後半から減少に転じ、平成25年度は108,135人となっています。

中学校の生徒数は、昭和60年度から減少傾向を示し、平成25年度は56,101人となっています。

高等学校の生徒数は、平成2年度から減少傾向を示し、平成25年度は54,454人となっています。

第13図 主な学校種別在学者数の推移（各年5月1日現在）（全国）



(単位：人)

区分	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H25
幼稚園	23,821	38,526	46,509	44,418	43,456	37,317	34,532	33,546	31,554	30,519
小学校	152,674	154,646	182,258	181,508	159,172	144,952	123,747	115,574	112,449	108,135
中学校	86,440	74,921	76,820	93,797	89,667	78,927	71,922	60,688	56,769	56,101
高等学校	73,862	75,070	75,929	83,720	97,731	86,972	76,088	64,495	56,136	54,454
短期大学	1,120	2,272	2,931	2,584	4,810	5,560	4,076	3,079	2,128	1,896
大学	3,513	6,387	7,639	8,171	11,944	18,200	21,130	23,503	22,620	22,422
合計	341,430	351,822	392,086	414,198	406,800	371,928	331,495	300,885	281,656	273,527

資料：文部科学省「学校基本調査」 ※高等学校は通信制を含みます。

② 暴力行為の問題

本県の公立小・中学校及び高等学校における児童生徒が起こした暴力行為件数は、平成26年度は635件であり、平成23年度の830件と比較し195件減少しています。学校区分別でみると、小・中学校、高等学校ともに減少傾向にあります。

【暴力行為の定義】

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の4形態に分類する。

当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず計上することになっている。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

第14図 暴力行為の発生状況の推移

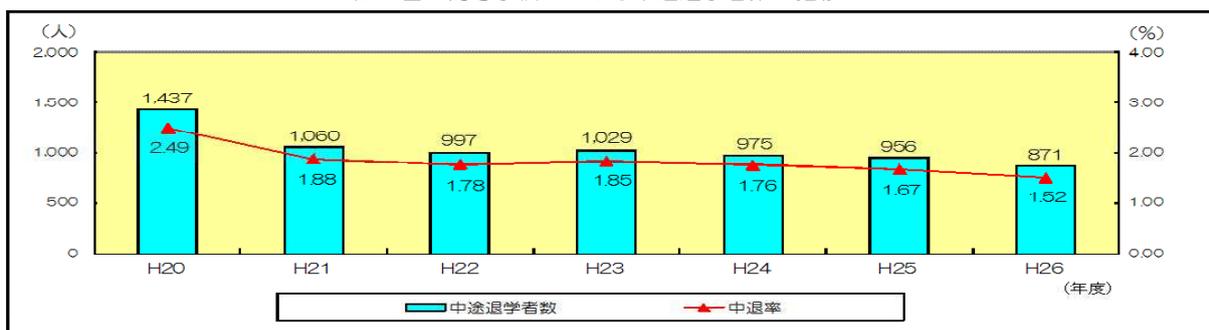


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

③ 高等学校中途退学者

本県の高等学校を中途退学した生徒数は、平成26年度は871人で、在籍者数に対する中途退学率は1.52%であり、平成21年に大きく減少（前年度比マイナス26.2%）して以降、中途退学者数は1,000人前後で推移していましたが、平成26年度はさらに減少しています。

第15図 高等学校における中途退学者数の推移



(単位：人、%)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
在籍者数	57,733	56,516	56,131	55,753	55,554	57,348	57,305
中途退学者数	1,437	1,060	997	1,029	975	956	871
中退率	2.49	1.88	1.78	1.85	1.76	1.67	1.52

※ H22より中等教育学校後期課程を含む。

※ H25調査より高等学校通信制課程を調査対象に含む。

※ 中退率とは、全生徒に占める中途退学生徒の割合である。

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

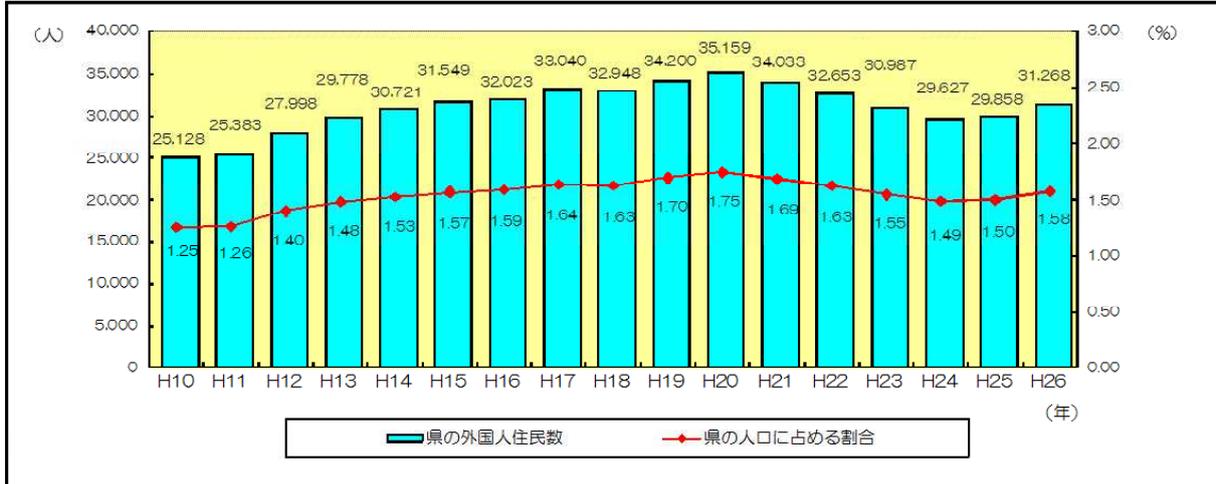
④ 県内で学ぶ外国人の状況

本県の外国人住民数は、平成26年末現在で31,268人で、県人口に占める割合は1.58%で、平成25年から増加傾向にあります。

また、県内の小中学校に在学中の外国人児童生徒総数は、平成26年5月1日現在で1,308人（うち小学生866人、中学生442人）で、児童生徒総数162,573人に占める割合は0.80%となっています。

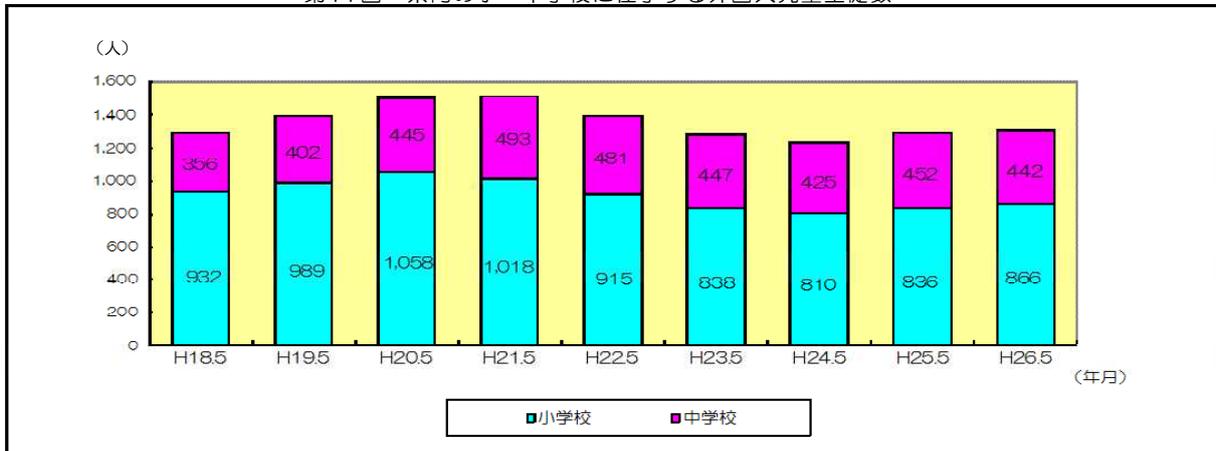
さらに、県内の大学等で学ぶ外国人留学生は、概ね1,100人前後で推移しています。

第16図 栃木県の外国人住民数及び県の人口に占める割合



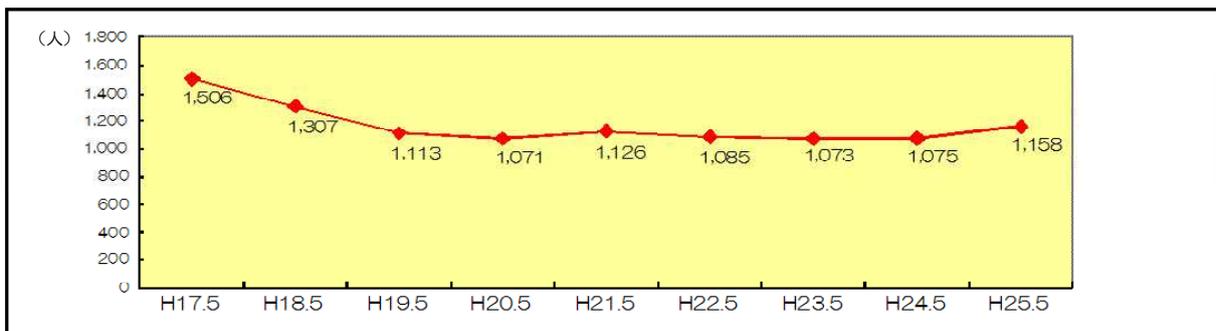
資料：栃木県産業労働観光部国際課調査

第17図 県内の小・中学校に在学する外国人児童生徒数



資料：栃木県県民生活部統計課「学校基本調査」

第18図 県内の大学等で学ぶ外国人留学生



資料：独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

(4) 青少年の就労

① 高校及び大学卒業後の状況

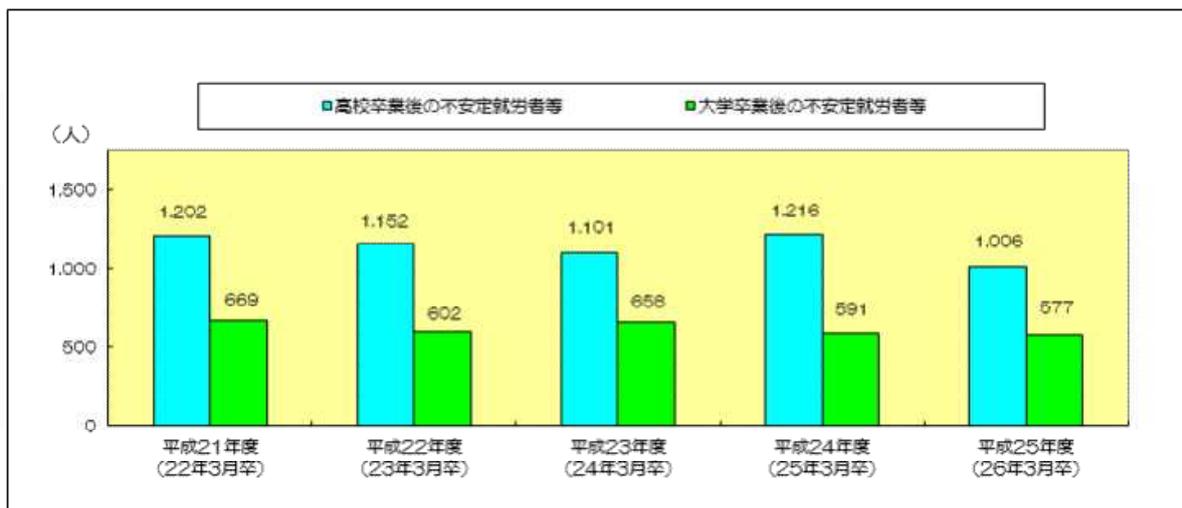
本県の高校及び大学卒業後の不安定就業者等の数は、平成20年9月のリーマン・ショック後の雇用環境の悪化に伴い増加傾向にあります。平成21年度以降、高校卒業者は1,000人強、大学卒業者は600人台で推移し、平成24年度は高校卒業者1,216人、大学卒業者591人が不安定就業者等となっています。

近年は、景気の動向が上向いてきていることから減少しています。

【不安定就業者等の定義】

ここでの「不安定就業者等」とは、高校及び大学を卒業後、進学又は就職した者以外の者とし、下表に示す「一時的な仕事に就いた者」及び「(進学・就職もしていない) 上記以外の者」のことを示すものとする。

第19図 高校及び大学卒業後の状況の推移（全国）



【高校卒業者】

(単位:人)

区分	平成21年度 (22年3月卒)	平成22年度 (23年3月卒)	平成23年度 (24年3月卒)	平成24年度 (25年3月卒)	平成25年度 (26年3月卒)
A 大学等進学者	10,146	9,679	9,257	9,557	8,840
B 専修学校(専門課程)進学者	3,188	2,943	3,133	3,216	3,103
C 専修学校(一般課程)等入学者	504	489	513	494	411
D 公共職業能力開発施設等入学者	214	159	189	176	170
E 就職者	3,362	3,396	3,546	3,610	3,861
F 一時的な仕事に就いた者	209	259	186	206	179
G 上記以外の者	993	893	915	1,010	827
H 不詳・死亡の者	-	-	-	-	-
計	18,616	17,818	17,739	18,269	17,391

【大学卒業者】

(単位:人)

区分	平成21年度 (22年3月卒)	平成22年度 (23年3月卒)	平成23年度 (24年3月卒)	平成24年度 (25年3月卒)	平成25年度 (26年3月卒)
A 大学院への進学者	490	447	378	342	356
B 就職者	2,828	2,799	3,010	2,913	3,174
C 臨床研修医(予定者を含む)	199	184	202	195	201
D 専修学校・外国の学校等入学者	79	55	54	48	35
E 一時的な仕事に就いた者	265	141	143	99	79
F 上記以外の者	404	461	515	492	498
G 不詳・死亡の者	142	159	7	78	20
計	4,407	4,246	4,309	4,167	4,363

資料：文部科学省「学校基本調査」

② 青少年の有業・無業者数

本県の平成24年における15歳から24歳の青少年の有業者数は、69,500人（15～19歳が12,300人、20～24歳が57,200人）であり、15歳以上の有業者総数の6.8%を占めています。

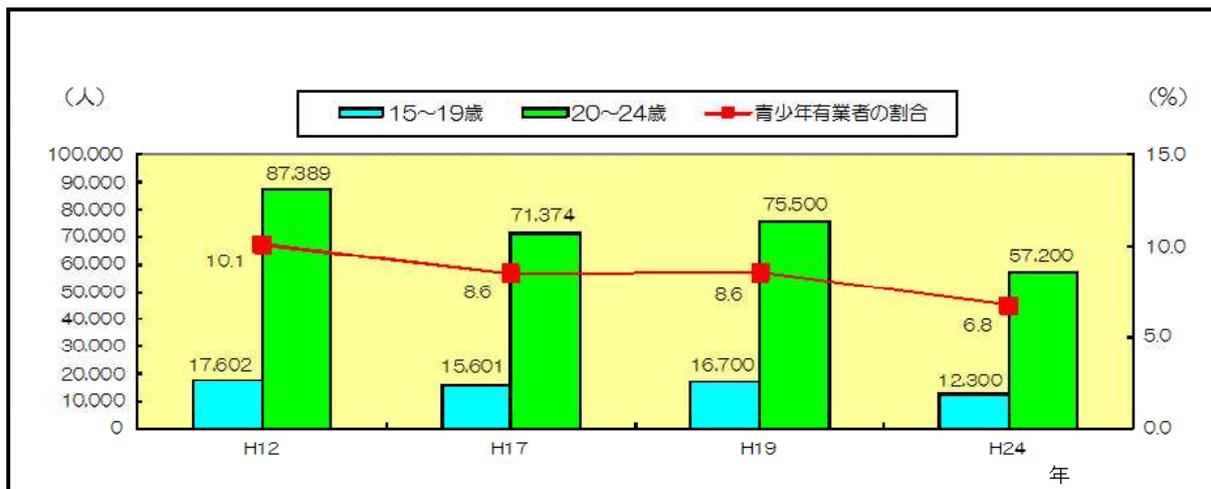
また、無業者数は、114,000人（15～19歳が83,300人、20～24歳が30,700人）であり、このうち家事も通学もしていない人は、9,100人（15～19歳が2,700人、20～24歳が6,400人）です。

第20表 青少年の男女別就業状態（平成24年）

(単位：人)

区分	総数	有業者	有業者の内訳					無業者	家事をしている者	通学している者	その他
			仕事が主な者	仕事は従な者	家事が主な者	通学が主な者	家事・通学以外が主な者				
総数(15歳以上)	1,724,200	1,022,300	866,500	152,800	133,300	10,800	8,800	701,900	308,500	102,500	287,700
(男)	850,400	596,500	578,500	16,000	6,200	5,800	4,200	254,000	23,000	52,400	177,500
(女)	873,800	425,800	288,000	136,800	127,100	5,200	4,600	448,000	285,500	50,000	110,200
15～19歳	95,600	12,300	6,100	6,200	200	6,000	100	83,300	300	80,300	2,700
(男)	48,900	6,400	3,700	2,800	-	2,700	100	42,500	100	41,000	1,400
(女)	46,700	5,900	2,400	3,400	200	3,300	-	40,800	200	39,200	1,300
20～24歳	87,900	57,200	50,900	6,200	1,300	4,100	800	30,700	3,700	20,600	6,400
(男)	45,300	30,500	27,600	2,900	-	2,800	400	14,700	200	10,400	4,200
(女)	42,600	26,600	23,300	3,400	1,300	1,600	400	16,000	3,500	10,200	2,100

第21図 青少年有業者数の推移



(単位：人、%)

区分	H12	H17	H19	H24
15～19歳	17,602	15,601	16,700	12,300
20～24歳	87,389	71,374	75,500	57,200
合計	104,991	86,975	92,200	69,500
総数(15歳以上)	1,038,088	1,017,139	1,073,400	1,022,300
青少年有業者の割合	10.1	8.6	8.6	6.8

資料：総務省「国勢調査」(H12、17)、「就業構造基本調査」(H19、24、100人未満四捨五入)

※ 国勢調査と就業構造基本調査で就業状態の捉え方に違いがある。

- ・ 国勢調査… 調査日(10月1日)前1週間の就業・不就業の状態を把握
- ・ 就業構造基本調査… 1人当たりの就業・不就業の状態を把握

③ 正規雇用・非正規雇用労働者

全国における非正規雇用労働者数は、平成6年から平成16年までの間に急増し、以降緩やかに増加しています。平成26年の非正規雇用労働者数は1,962万人で、役員を除く雇用者全体の37.4%を占め、平成6年以降最高の割合となっています。

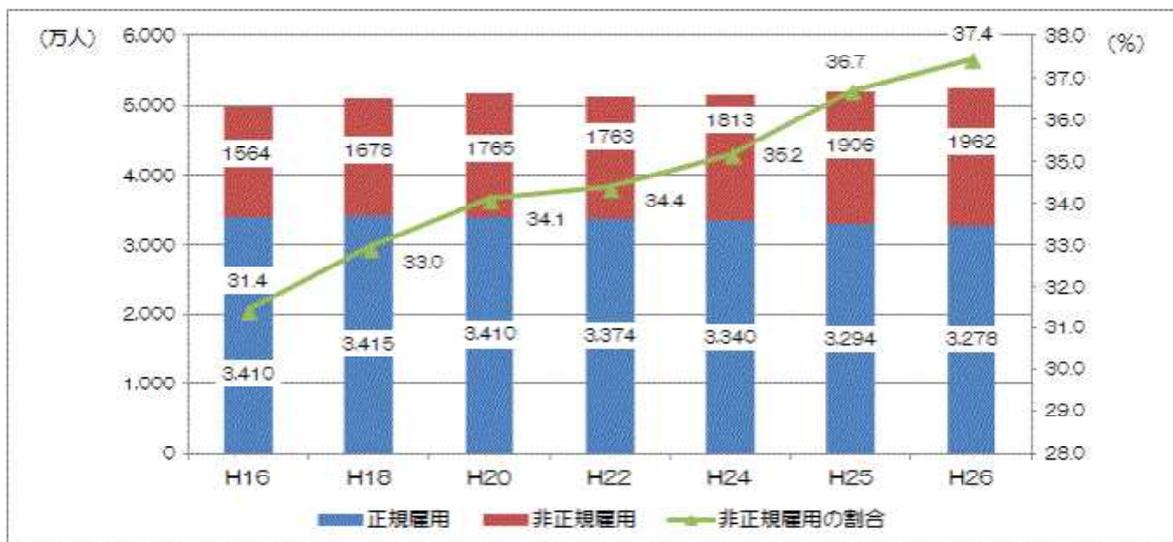
また、雇用形態別にみると、近年、パート、アルバイトが増加しています。

【非正規雇用労働者とは】

勤め先での呼称が、「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者

(厚生労働省「非正規雇用の現状と課題」より)

第22図 正規雇用と非正規雇用労働者の推移（全国）

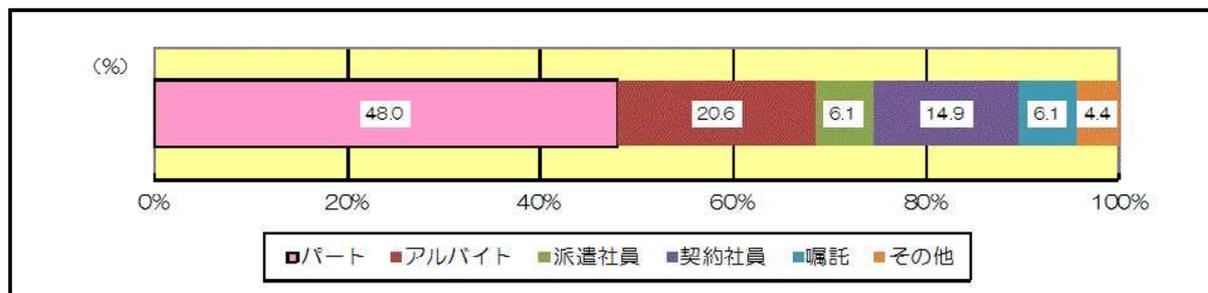


(単位：万人)

区分	H16	H18	H20	H22	H24	H25	H26
正規雇用	3,410	3,415	3,410	3,374	3,340	3,294	3,278
非正規雇用	1,564	1,678	1,765	1,763	1,813	1,906	1,962
合計	4,975	5,092	5,175	5,138	5,154	5,201	5,240
非正規雇用の割合	31.4	33.0	34.1	34.4	35.2	36.7	37.4

資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）

第23図 平成26年 雇用形態別非雇用労働者数（全国）



(単位：万人、%)

区分	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員	嘱託	その他	合計
人数	943	404	119	292	119	86	1,962
割合	48.0	20.6	6.1	14.9	6.1	4.4	

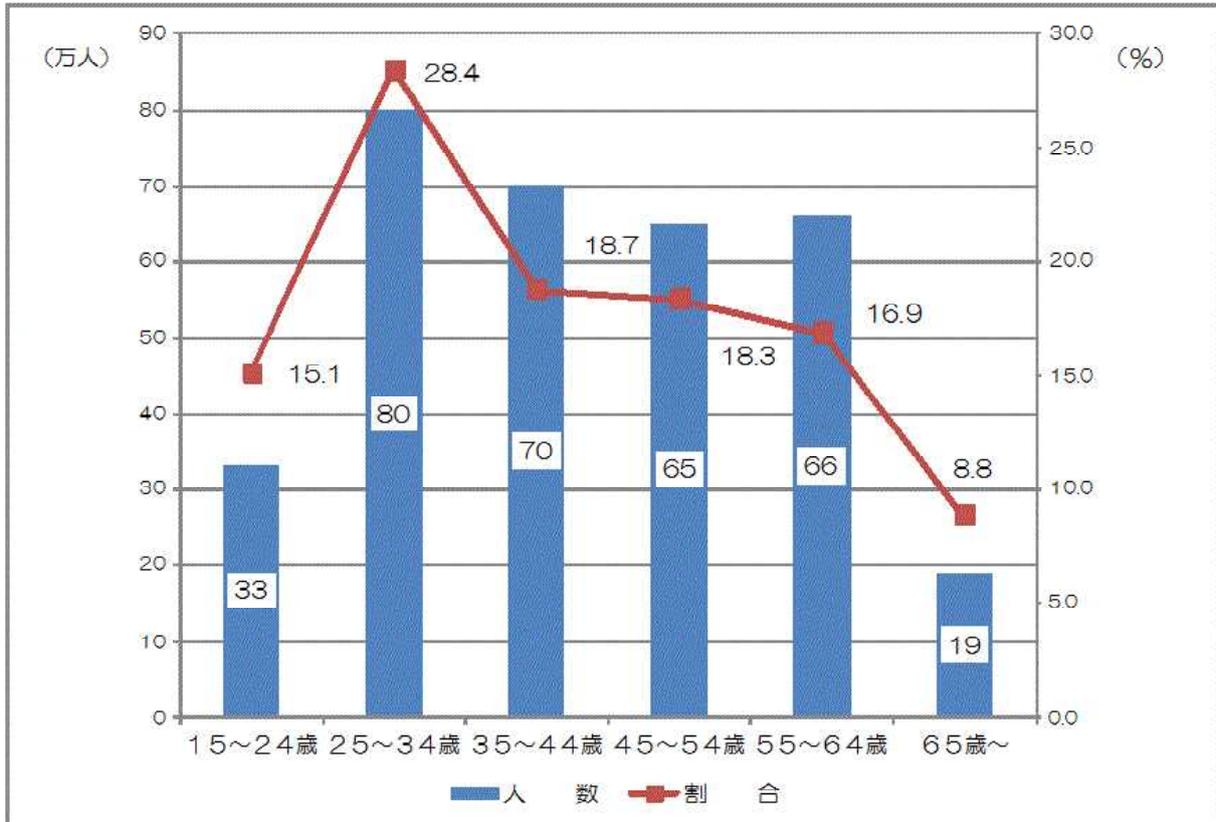
資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成26年平均）

④ 不本意非正規雇用

正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている不本意非正規雇用の割合は平成26年の全国平均で、非正規雇用者全体の18.1%となっています。年齢別では25歳から34歳までの年代が、28.4%と最も高い割合を示しています。

【不本意非正規とは】
 現職の雇用形態（非正規雇用）についての主な理由が、「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者
 （厚生労働省「非正規雇用の現状と課題」より）

第24図 平成26年 不本意非正規雇用の状況（全国）



(単位：万人、%)

区分	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳~	全体
人数	33	80	70	65	66	19	331
割合	15.1	28.4	18.7	18.3	16.9	8.8	18.1

資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成26年平均）

⑤ フリーター

全国におけるフリーター数は、この数年、おおむね横ばいで推移しており、平成25年は約182万人でした。年齢階級別にみると、15～24歳では減少傾向にあるものの、25～34歳の年長フリーター層は平成21年以降増加傾向にあります。

フリーターの当該年齢人口に占める割合は、平成20年を底に上昇傾向にあり、特に25～34歳の年長フリーター層の上昇が続いています。

【フリーターの定義】

ここでの「フリーター」とは、年齢は15歳から34歳、在学しておらず、女性については未婚者に限定し、①有業者については勤め先における呼称がパートまたはアルバイトである雇用者、②現在無業である者については家事も通学もしておらず「パート・アルバイト」の仕事希望する者とする。

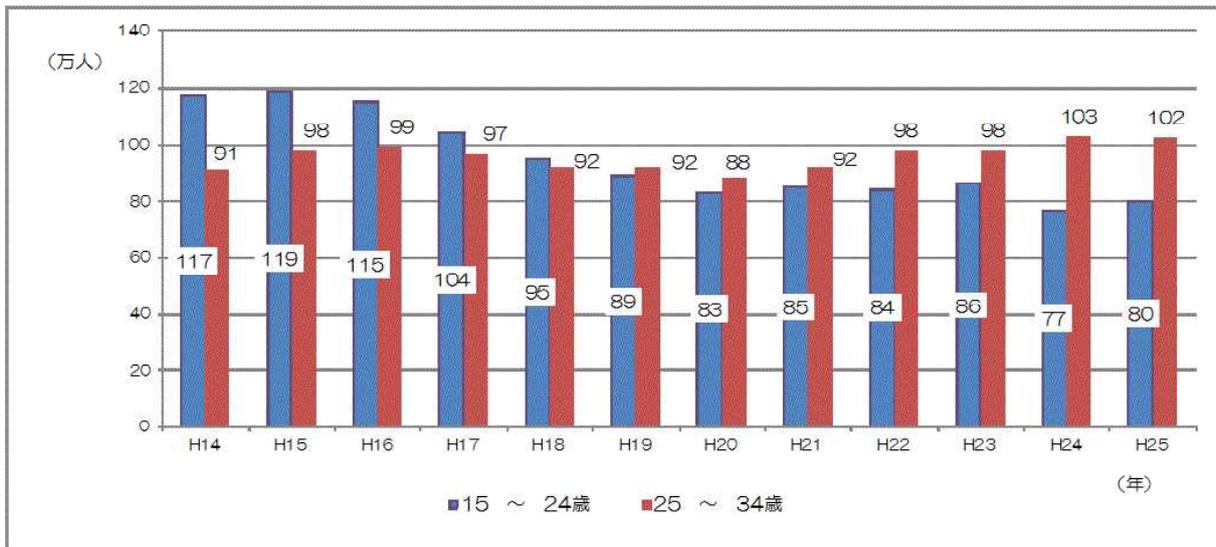
(独立行政法人労働政策研究・研修機構「地方の若者の就業行動と移行過程」より)

【フリーター率の定義】

ここでの「フリーター率」とは、母数を、年齢は15歳から34歳、在学しておらず、女性については未婚者に限定し、①役員を除く雇用者であるか、または、②無業で「何か収入のある仕事をしたいと思っているもの」としたときの上記フリーターの比率とする。

(独立行政法人労働政策研究・研修機構「地方の若者の就業行動と移行過程」より)

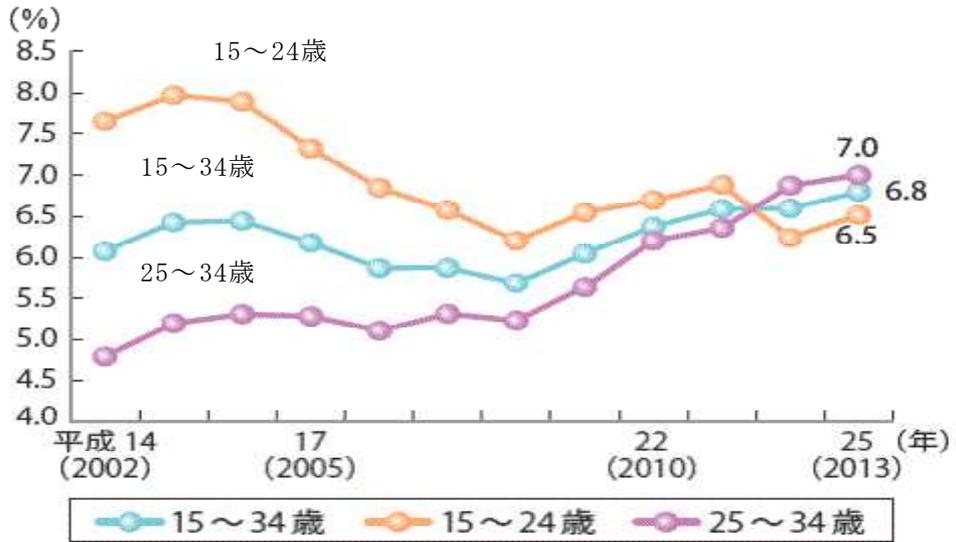
第25図 フリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数（全国）



区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
15～24歳	117	119	115	104	95	89	83	85	84	86	77	80
25～34歳	91	98	99	97	92	92	88	92	98	98	103	102
合計	208	217	214	201	187	181	171	177	182	184	180	182

資料：内閣府「H26年度版子ども・若者白書」 総務省「労働力調査」

第26図 フリーターの当該年齢人口に占める割合（全国）



資料：内閣府「H26年度版子ども・若者白書」 総務省「労働力調査」

(5) 困難を抱える青少年の状況

① いじめの問題

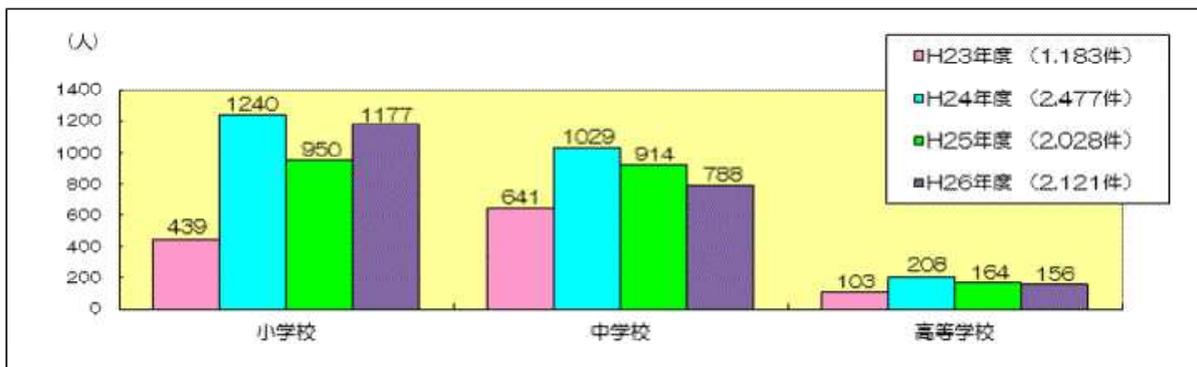
本県の国公立小・中学校及び高等学校におけるいじめの認知件数は、平成24年度急激に増加し、平成23年度の2倍以上となっています。平成25年度はやや減少したものの、平成26年度は2,121件と増加し、平成23年度の1,183件と比較して、938件増加しています。

【 いじめの定義 】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

第27図 いじめの認知状況の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（※高等学校には特別支援学校を含む）

② 不登校の問題

本県の国公立小・中学校及び高等学校における不登校児童生徒数は、平成26年度は3,155人であり、平成23年度の3,164人と比較して9人減少していますが、小・中学校では平成24年度以降増加し、高等学校では平成23年度より減少しています。

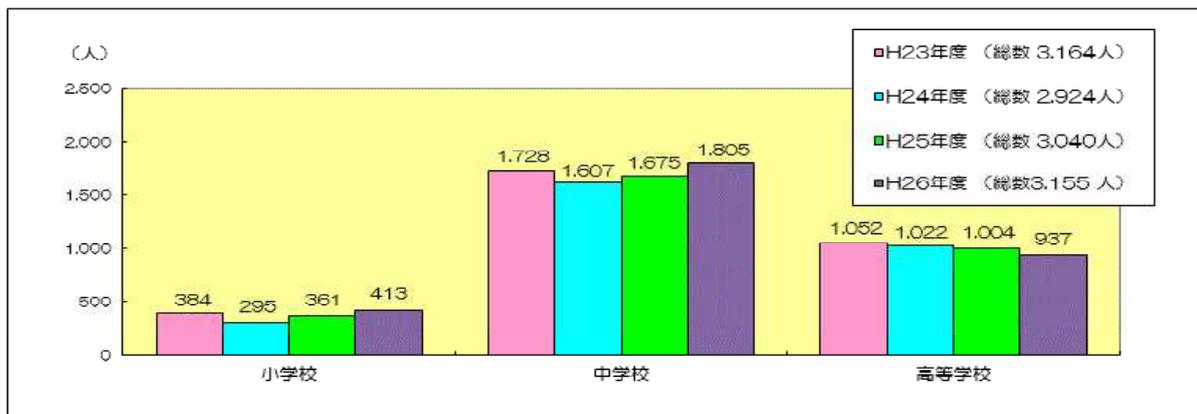
【 不登校児童生徒の定義 】

1年間に「不登校」を理由として連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒をいう。

不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

第28図 不登校児童生徒数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

③ 若年無業者（ニート）

全国のニート数は、平成14年度以降、60万人台で推移し、平成24年度は63万人です。総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」によると、本県における、非就業希望理由別非就業希望者数（無業者）のうち、15歳から34歳の青少年で、家事や通学を理由とした者を除いた数は、10,800人です。

【若年無業者（ニート）の定義】

ここでの「ニート（若年無業者）」とは、15～34歳で家事も通学もしていない無業者のうち、以下の者を指すものとする。

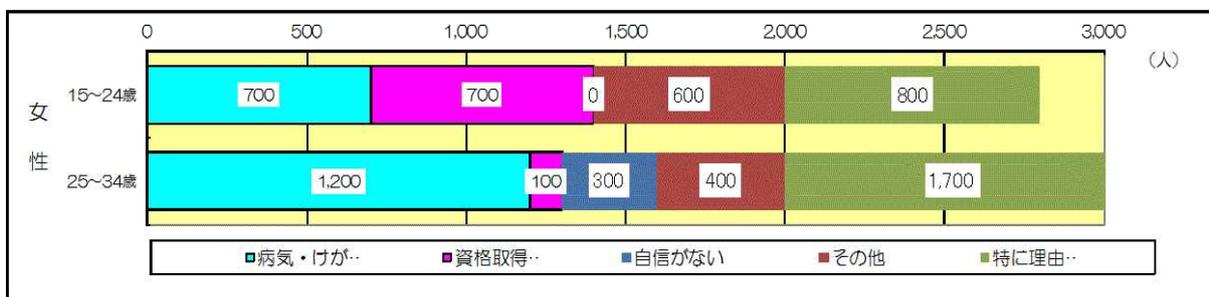
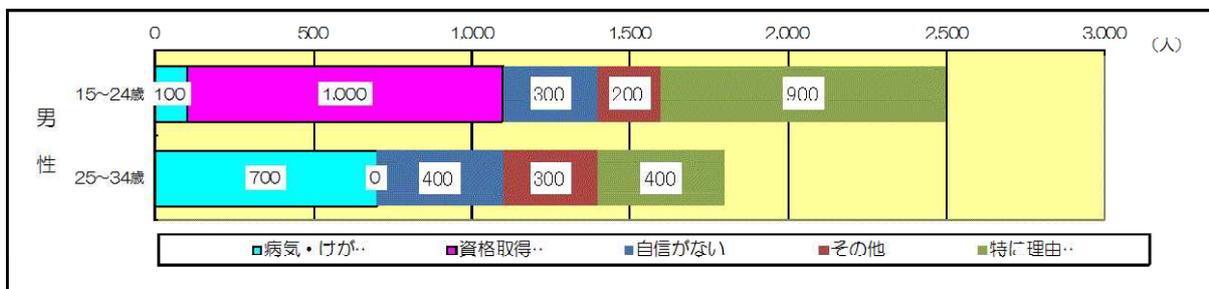
1. 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
2. 就業を希望していない者（非就業希望者）

無業者
(15～34歳で家事も
通学もしていない者)

就業希望者
2. 非就業希望者

求職者
1. 非求職者

第29図 栃木県における男女、非就業希望理由別非就業希望者数



区分	男性					区分	女性					総数		
	病気・けがのため	資格取得等のため	自信がない	その他	特に理由はない		病気・けがのため	資格取得等のため	自信がない	その他	特に理由はない	男性	女性	合計
15～24歳	100	1,000	300	200	900	15～24歳	700	700	0	600	800	2,500	2,800	5,300
25～34歳	700	0	400	300	400	25～34歳	1,200	100	300	400	1,700	1,800	3,700	5,500
合計	800	1,000	700	500	1,300	合計	1,900	800	300	1,000	2,500	4,300	6,500	10,800

資料：総務省「平成24年就業構造基本調査」

④ ひきこもり

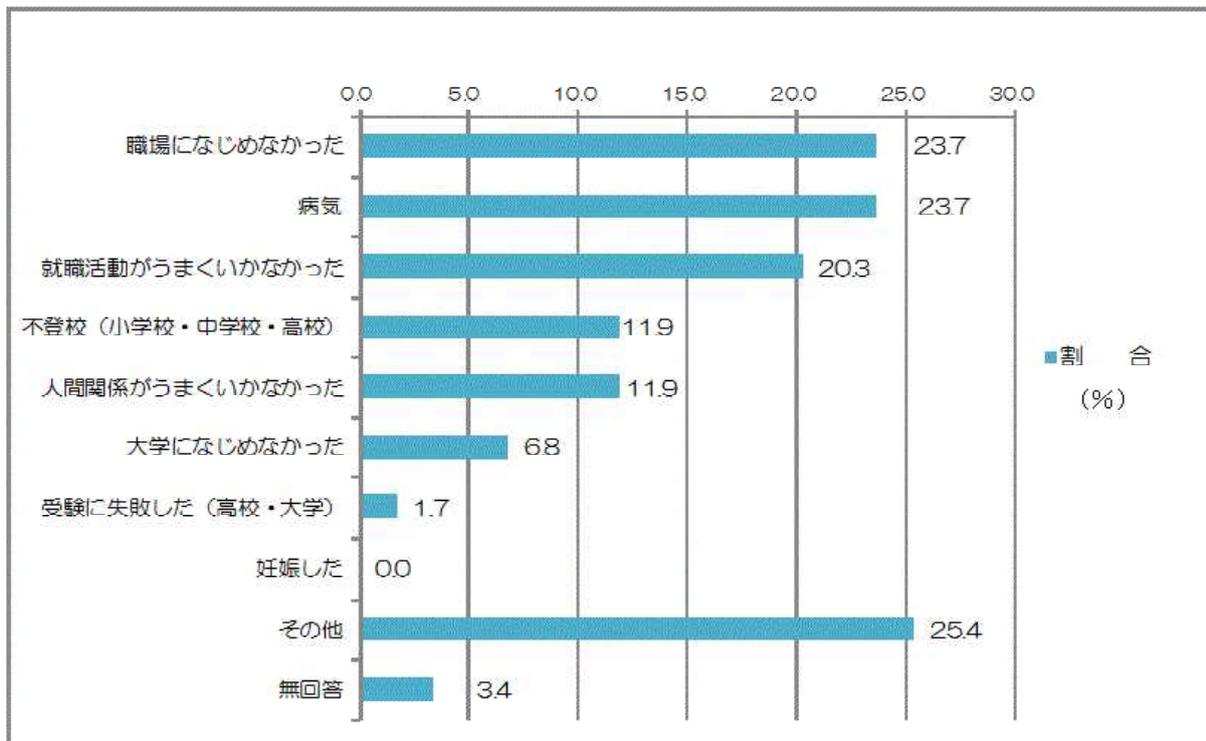
内閣府が平成22年に実施した、「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、「狭義のひきこもり」が23.6万人、「準ひきこもり」が46.0万人、これらを合わせた「広義のひきこもり」は69.6万人と推計されています。

ひきこもりになったきっかけでは、病気のほか、就職活動の失敗、職場や学校の人間関係に関するものが多く、人との関わり方がうまくいかないことがきっかけとなっていることがわかります。

第30表 ひきこもり群の定義と推計数（全国）

区分	有効回収数に占める割合 (%) (注1)	全国の推計数 (万人) (注2)
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどに出かける	0.40	狭義のひきこもり 23.6万人
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	
自室からはほとんど出ない	0.12	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19	準ひきこもり 46.0万人
計	1.79	広義のひきこもり 69.6万人

第31図 ひきこもりになったきっかけ（全国）



資料：内閣府（2010）「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

（注1）有効回収数（15～39歳の5,000人を対象とし、3,287人から回答を得た）

（注2）全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」（2009年）における15～39歳人口3,880万人を乗じたもの

※ 本県のひきこもり数は、上記の内閣府の調査結果からの推計によると、「狭義のひきこもり」が3,700人、「広義のひきこもり」は10,800人とされています。

⑤ 子どもの貧困

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成24年の「子どもの貧困率」は、16.3%（子どもの約6人に1人の割合）と過去最悪を更新しました。

前回調査の平成21年から、0.6ポイント悪化し、同省は、「デフレ下の経済状況で、子育て世代の所得が減ったことが原因」としています。

子どもがいる現役世帯のうち、「大人が1人」の世帯員では貧困率が54.6%、「大人が2人以上」の世帯員では12.4%と大きな開きが生じています。

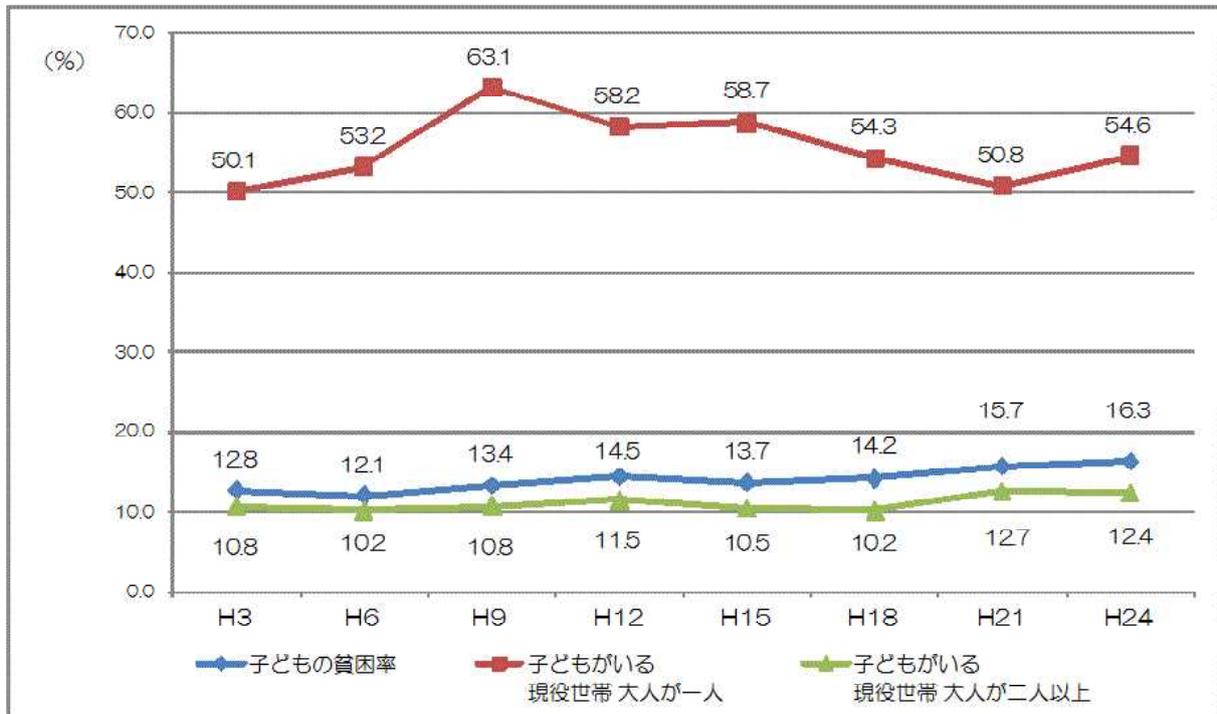
【貧困率とは】

低所得者の割合を示す指標。経済協力開発機構（OECD）の基準を用い、全世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険等を除いた手取り収入）を1人あたりに換算した等価可処分所得の中央値の半分の額（＝貧困線、平成24年は122万円）に満たない世帯員の割合を「相対的貧困率」と定義。

【子どもの貧困率とは】

18歳未満の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯で暮らす子どもの割合
（厚生労働省「国民生活基礎調査（貧困率）」）

第32図 貧困率の年次推移（全国）



（単位：％）

区 分	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	
子どもの貧困率	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	
子どもがいる現役世帯	大人が一人	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
	大人が二人以上	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4

資料：厚生労働省「各種世帯の所得等の状況」

※現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）、大人（18歳以上）、子ども（18歳未満）

⑥ 障害のある青少年（発達障害）

文部科学省「平成24年度通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、6.5%とされています。

また、県内の自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害により通級による指導を受けている児童生徒の数は年々増加を続けています。

【主な発達障害の定義について】

《自閉症》

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害

《高機能自閉症》

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの

《アスペルガー症候群》

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの（高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類）

《学習障害（LD）》

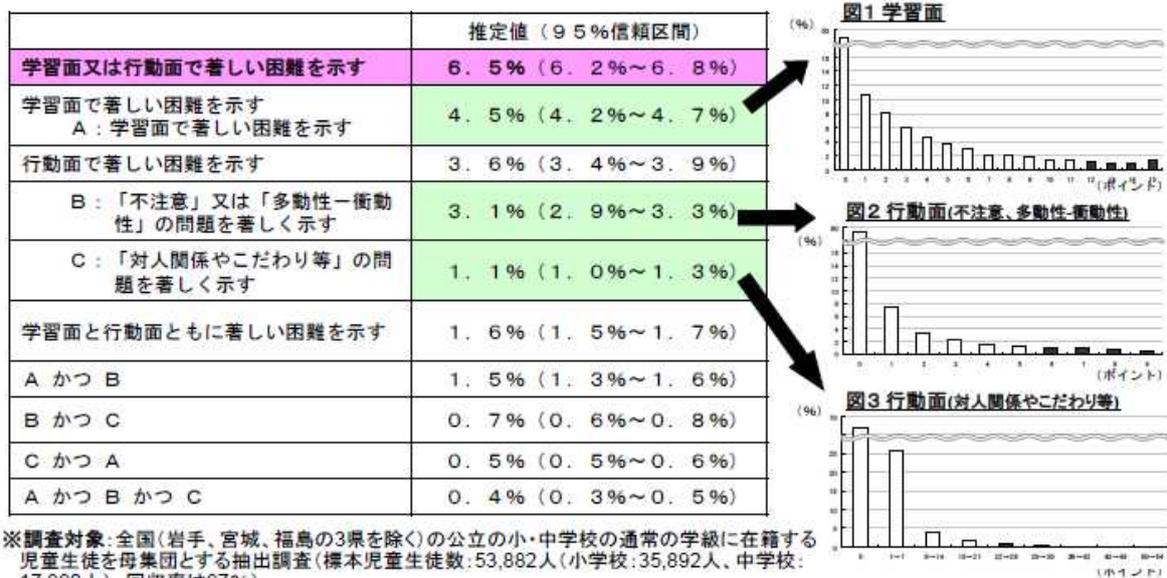
基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態

《注意欠陥／多動性障害（ADHD）》

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び（又は）衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

（文部科学省「主な発達障害の定義について」より）

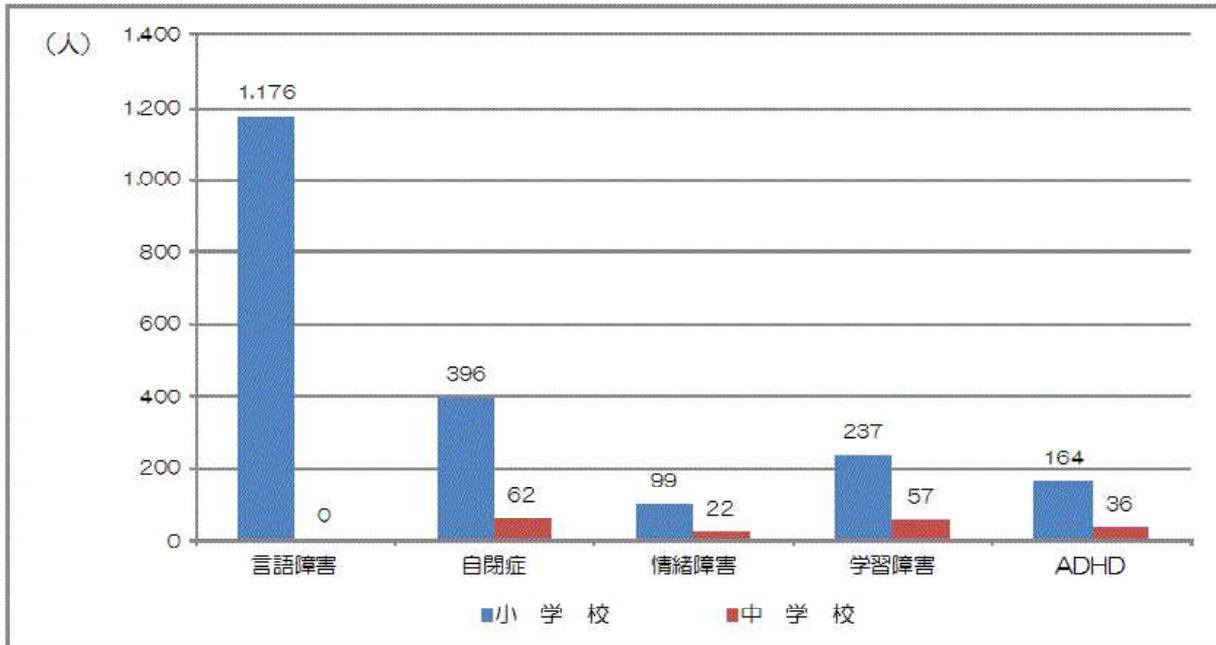
第33図 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合



※その他：複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうちの主要なもの

資料：文部科学省「平成24年度通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

第34図 通級による指導を受けている児童生徒数（栃木県）



(単位：人)

区分	言語障害	自閉症	情緒障害	学習障害	ADHD
小学校	1,176	396	99	237	164
中学校	0	62	22	57	36
合計	1,176	458	121	294	200

資料：文部科学省「平成26年度通級による指導実施状況調査結果について」

【 性同一性障害等 】

性的マイノリティである子どもたちや、「自分はLGBTかもしれない」「自分は周りの人たちとは違うかもしれない」と思っている子どもたちは、自分の悩みや困っていることを言葉で伝えることに戸惑い、また、どこにも相談できず一人で悩んでいるケースが考えられます。

本人が安心して生活できる体制（居場所）をつくるのが、今後ますます重要になってきます。

《性同一性障害（GID）》

生物学的性別と性別に対する自己意識あるいは自己認知が一致しない状態

《LGBT》

レズビアン(L)・ゲイ(G)・バイセクシュアル(B)・トランスジェンダー(T)の頭文字をとったもの

(日本ではまとめて性的マイノリティとして語られることもある)

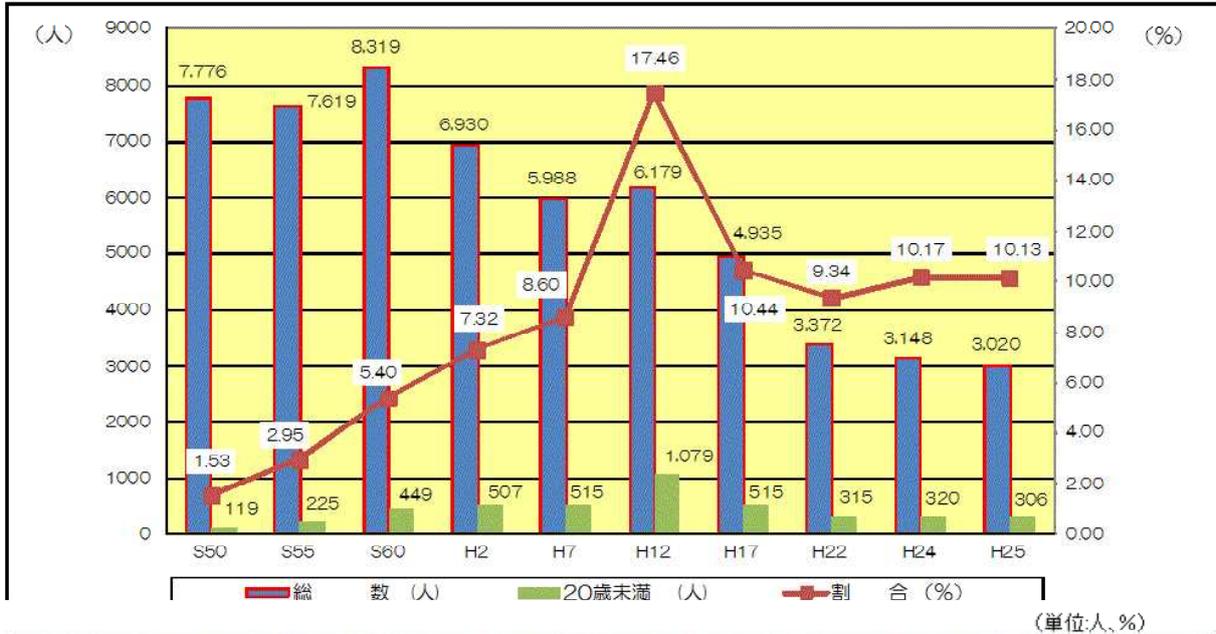
(厚生労働省「みんなのメンタルヘルス」より)

⑦ 青少年と性

本県における人工妊娠中絶総件数に占める20歳未満の割合は、平成12年をピークに年々減少傾向にあり、平成17年からは10%前後で推移し、平成25年は10.13%となっております。

また、本県の20歳未満の性感染症発生状況は、定点医療機関（県内16か所）からの報告によると、平成14年をピークに年々減少傾向にあります。

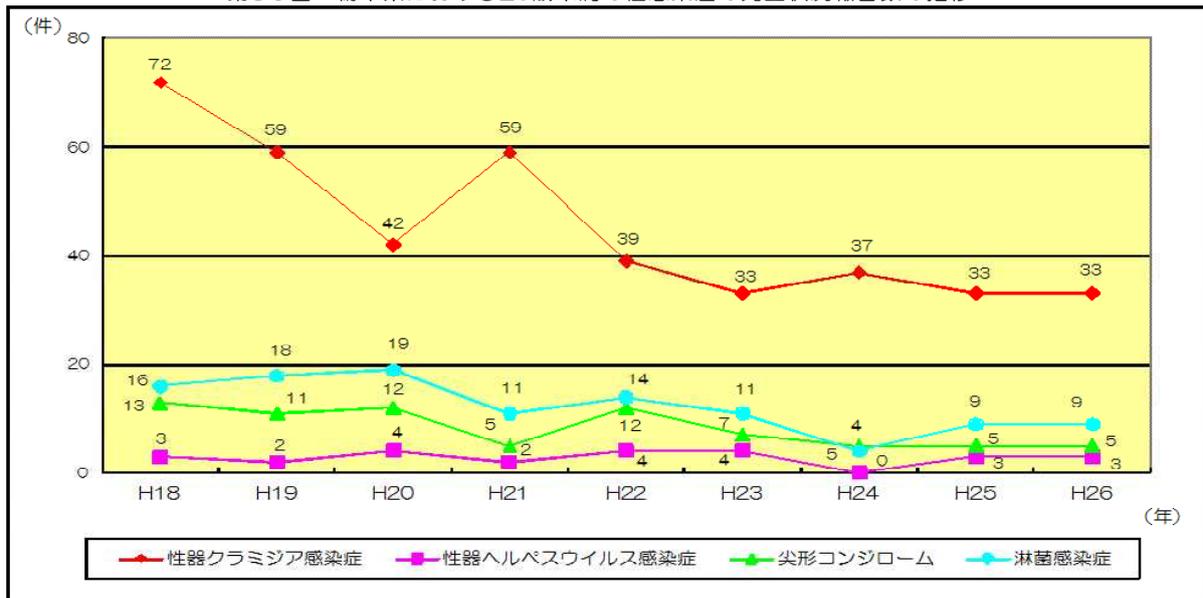
第35図 20歳未満の人工妊娠中絶件数の年次推移



区分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H24	H25
総数 (人)	7,776	7,619	8,319	6,930	5,988	6,179	4,935	3,372	3,148	3,020
20歳未満 (人)	119	225	449	507	515	1,079	515	315	320	306
割合 (%)	1.53	2.95	5.40	7.32	8.60	17.46	10.44	9.34	10.17	10.13

資料：県健康増進課「栃木県保健統計年報」、厚生労働省「衛生行政報告例」

第36図 栃木県における20歳未満の性感染症の発生状況報告数の推移



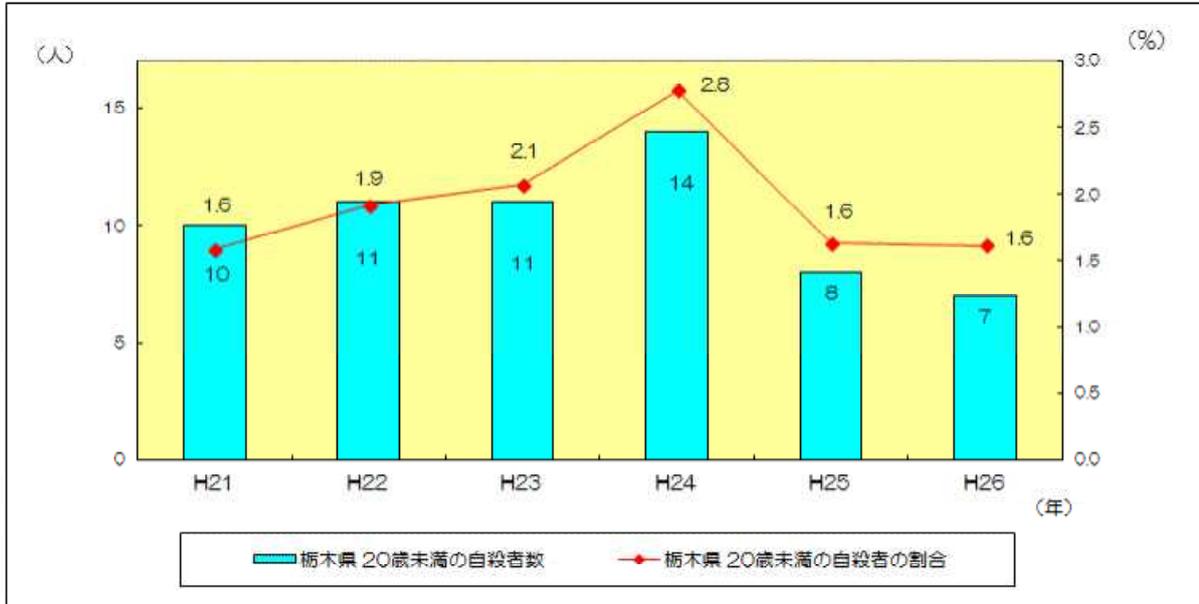
資料：厚生労働省：「H26感染症発生動向調査」

⑧ 青少年の自殺

本県の平成26年における総自殺者数は433人であり、そのうち、20歳未満の自殺者数は7人で、総自殺者数の1.6%を占めています。ここ数年、20歳未満の自殺者はほぼ横ばいで推移しています。

原因・動機をみると、「うつ」などの健康問題が多く、19歳以下では進路に関する悩みや学業不振など、学校に係る問題が多くを占めています。

第37図 栃木県における青少年自殺者の推移

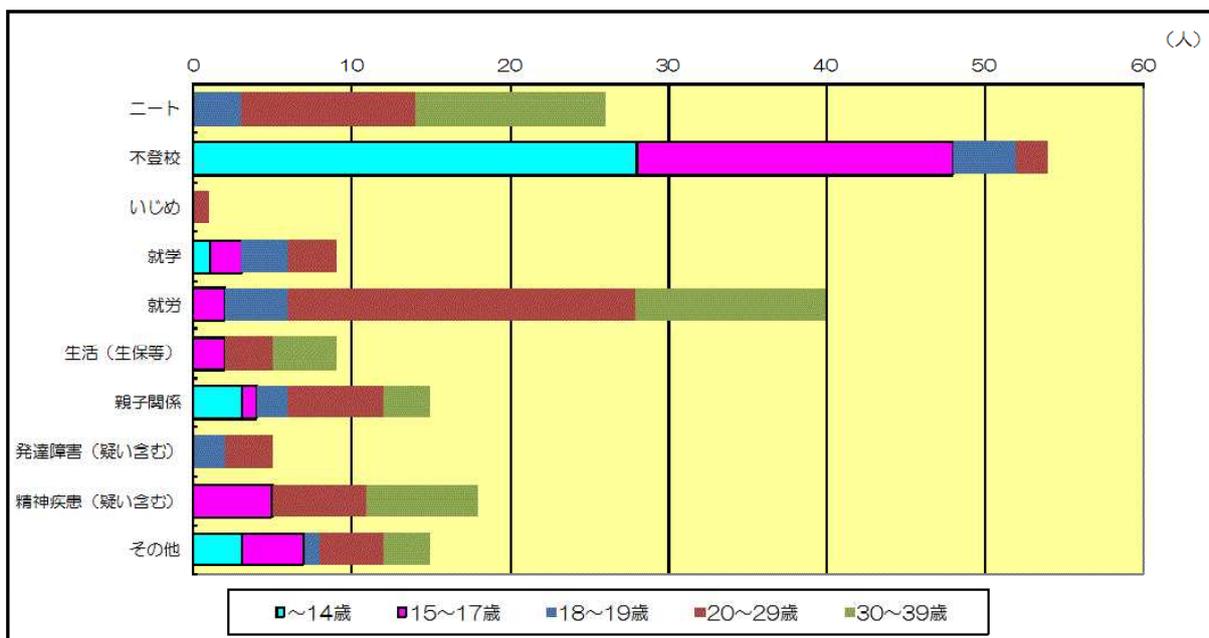
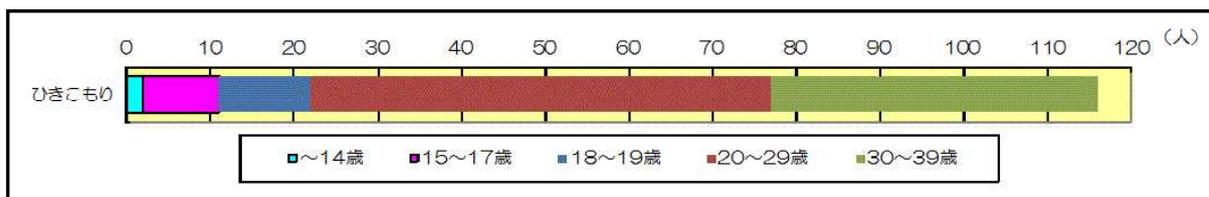


(単位：人、%)

区分		H21	H22	H23	H24	H25	H26
栃木県	総自殺者数	630	574	530	504	489	433
	20歳未満の自殺者数	10	11	11	14	8	7
	20歳未満の自殺者の割合	1.6	1.9	2.1	2.8	1.6	1.6
全国	総自殺者数	32,845	31,690	30,651	27,858	27,283	25,427
	20歳未満の自殺者数	565	552	622	587	547	538
	20歳未満の自殺者の割合	1.7	1.7	2.0	2.1	2.0	2.1

資料：警察庁、県警察本部発表

□ 栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター「ポラリス☆とちぎ」《相談件数》 □
 (平成26年10月～平成27年3月 活動実績)



(単位:人)

区分	~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	合計
ひきこもり	2	9	11	55	39	116
ニート	0	0	3	11	12	26
不登校	28	20	4	2	0	54
いじめ	0	0	0	1	0	1
就学	1	2	3	3	0	9
就労	0	2	4	22	12	40
生活(生保等)	0	2	0	3	4	9
親子関係	3	1	2	6	3	15
発達障害(疑い含む)	0	0	2	3	0	5
精神疾患(疑い含む)	0	5	0	6	7	18
その他	3	4	1	4	3	15
計	37	45	30	116	80	308

(6) 青少年を取り巻く有害環境

① 出会い系サイト、コミュニティサイト

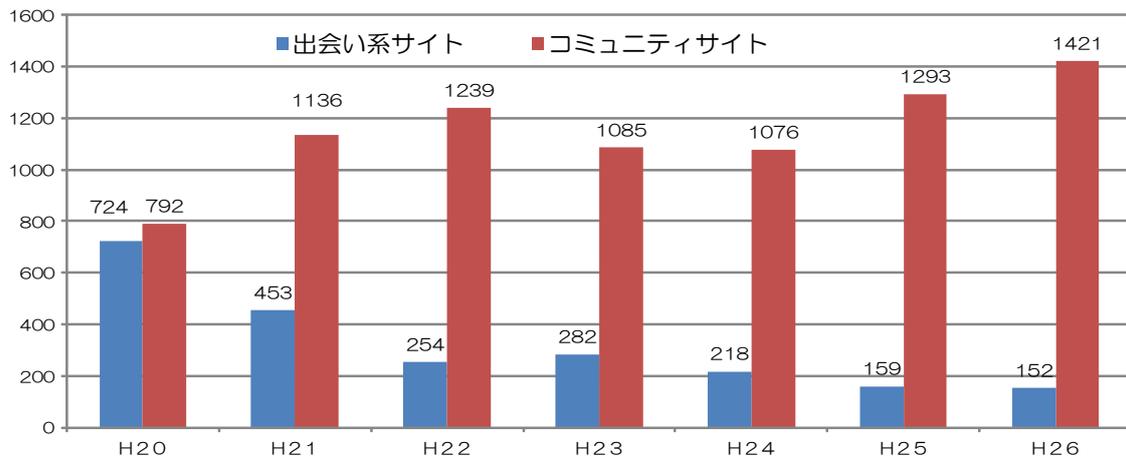
平成26年の全国における出会い系サイトに起因する被害少年は152人で、平成20年の出会い系サイト規制法の改正以降減少傾向となっています。

コミュニティサイトに起因する被害少年は1,421人で、平成25年以降、無料通話アプリのID^(※)を交換する掲示板に起因する犯罪被害等により増加傾向となっています。

被害少年を罪種別にみると、出会い系サイトは児童買春が48.7%、コミュニティサイトは健全育成条例違反が50.0%と最も高くなっています。

また、コミュニティサイトの被害少年の方が、出会い系サイトの被害少年に比べて低年齢層の割合が多くなっています。

第38図 出会い系サイト、コミュニティサイトに起因する被害少年の推移



※資料：警察庁広報資料「平成26年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

第39表 出会い系サイト、コミュニティサイトに起因する被害少年の罪種別人員

区分	被害児童数			
	出会い系サイト	割合(%)	コミュニティサイト	割合(%)
殺人	—	—	—	—
強盗	—	—	1人	0.1
強姦	1人	0.1	23人	1.6
略取誘拐	—	—	3人	0.1
強制わいせつ	—	—	11人	0.1
児童買春	74人	48.7	260人	18.3
児童ポルノ	10人	6.6	358人	25.2
健全育成条例違反	23人	15.1	711人	50.0
児童福祉法違反	41人	27.0	54人	3.8
その他	3人	2.0	—	—
合計	152人		1,421人	

※資料：警察庁広報資料「平成26年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

※割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

(※) ID (身分証明書の意味の英単語)

- ・情報機器やサービスの提供者が、利用者を識別するために、一人ひとりに割り当てられたユーザー名などのこと。

第40表 出会い系サイト、コミュニティサイトに起因する被害少年の年齢

区分	～11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	合計
出会い系サイト	1	0	6	21	31	48	45	152
割合(%)	0.7	0.0	3.9	13.8	20.4	31.8	29.6	
コミュニティサイト	17	50	121	251	304	338	340	1,421
割合(%)	1.2	3.5	8.5	17.7	21.4	23.8	23.9	

※資料：警察庁広報資料「平成26年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

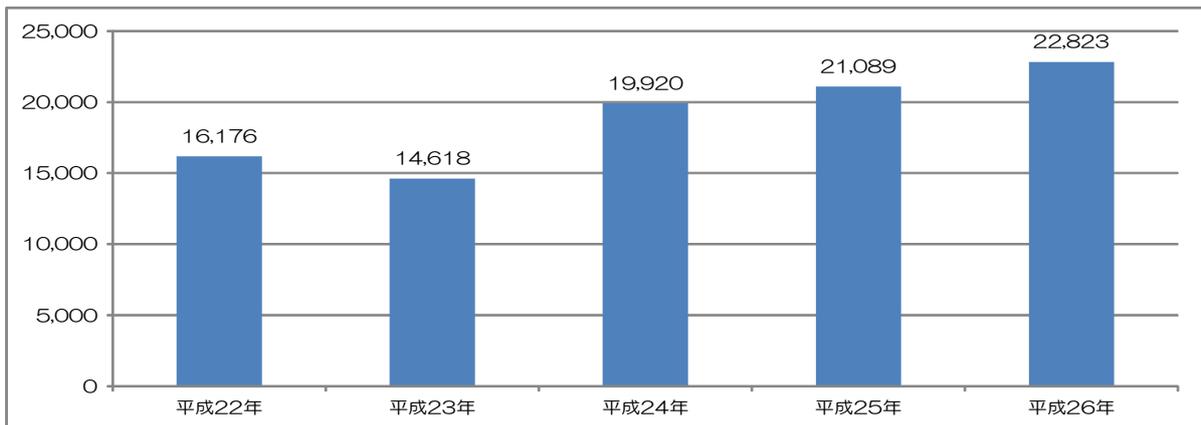
② ストーカー

平成26年の全国におけるストーカー事案の認知状況は、22,823件で前年比1,734件(8.2%)増加し、平成12年のストーカー規制法施行以降最多を記録しました。

被害者総数は、22,823人で女性が89.3%を占め、年代別では、20歳代が8,042人(35.9%)と最も多く、10歳代は2,102人(9.4%)となっています。

行為者総数は、22,823人で男性が85.8%を占め、年代別では、30歳代が5,534人(24.2%)と最も多く、10歳代は894人(3.9%)となっています。

第41図 ストーカー事案の認知件数の推移



※資料：警察庁「生活安全の確保に関する統計」

(執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。)

第42表 ストーカー事案の被害者年代別の状況

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26の割合
10歳代	1,264	1,160	1,781	1,941	2,102	9.4%
20歳代	5,754	4,966	6,756	7,180	8,042	35.9%
30歳代	4,748	4,151	5,373	5,674	5,940	26.5%
40歳代	2,622	2,547	3,488	3,755	4,041	18.0%
50歳代	946	877	1,306	1,310	1,487	6.6%
60歳代	381	394	554	552	569	2.5%
70歳以上	95	96	137	164	199	0.9%
年齢不詳	47	112	64	80	28	0.1%
密接関係者	319	315	461	433	415	-

※資料：警察庁「生活安全の確保に関する統計」

「密接関係者」とは、特定の者と社会生活において密接な関係を有する者(友人、勤務先上司等)をいう。

「割合」は、密接関係者を除いた特定の者を被害者とする件数に占める割合

第43表 ストーカー事案の行為者年代別の状況

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26の割合
10歳代	441	449	612	773	894	3.9%
20歳代	3,135	2,768	3,993	4,057	4,350	19.1%
30歳代	4,192	3,805	4,965	5,377	5,534	24.2%
40歳代	3,137	2,894	4,079	4,467	4,844	21.2%
50歳代	1,577	1,468	1,998	2,080	2,309	10.1%
60歳代	1,087	983	1,329	1,396	1,545	6.8%
70歳以上	348	313	505	523	654	2.9%
年齢不詳	2,259	1,938	2,439	2,416	2,693	11.8%

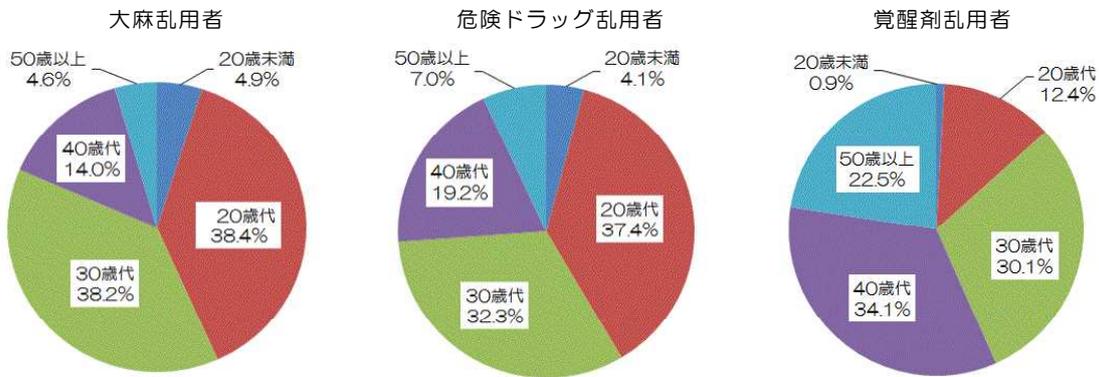
※資料：警察庁「生活安全の確保に関する統計」

③ 薬物乱用

平成26年の全国における危険ドラッグ乱用者の検挙人員は631人となっています。年代別では、20歳代が236人（37.4%）と最も多く、20歳未満は26人（4.1%）で、平均年齢は33.4歳となっています。

また、大麻乱用者においても20歳代が573人（38.4%）と最も多く、20歳未満が73人（4.9%）で、平均年齢は31.9歳となっています。

第44図 薬物乱用者の年齢構成比



区分	大麻乱用者		危険ドラッグ乱用者		覚醒剤乱用者	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
20歳未満	73	4.9%	26	4.1%	91	0.9%
20歳代	573	38.4%	236	37.4%	1,262	12.4%
30歳代	569	38.2%	204	32.3%	3,063	30.1%
40歳代	208	14.0%	121	19.2%	3,471	34.1%
50歳以上	68	4.6%	44	7.0%	2,294	22.5%
合計	1,491		631		10,181	
平均年齢	31.9歳		33.4歳		41.7歳	

資料：警察庁「薬物・銃器対策に関する統計」

※危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。

※危険ドラッグとは、「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」などと称して販売されるため、あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解されているが、大麻や麻薬、覚醒剤などと同じ成分が含まれており、大変危険で違法なドラッグをいう。

(7) 少年非行と犯罪被害の状況

① 非行少年

平成26年に検挙・補導された本県の非行少年総数は700人で、戦後の統計史上最少を記録しました。

刑法犯少年は634人で、成人を含めた刑法犯全体数3,661人の17.3%を占め、特別法犯少年は51人で、成人を含めた特別法犯全体数1,010人の5.0%を占めています。刑法犯少年を罪種別にみると、窃盗犯が336人で、全体の53.0%を占めています。

また、凶悪犯は13人で前年より10人増加しています。

刑法犯少年のうち、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領のいわゆる初発型非行は332人で、刑法犯少年の全体の52.4%を占めています。

刑法犯少年の再非行率は、27.6%となっており、平成17年以降全体の3割前後を推移しています。

特別法犯少年を違反法令別にみると、軽犯罪法違反が28人で、全体の54.9%となっています。

第45図 非行少年の推移



資料：県警察本部「平成26年少年非行」

※少年…20歳未満の者をいう。

※刑法犯少年…刑法犯の罪を犯した犯罪少年（14歳以上20歳未満の者）及び触法少年（14歳未満の者）をいう。

※特別法犯少年…刑法犯以外の法令（条例を含む。）の罪を犯した少年で、交通関係法令違反を除いたものをいう。

※<犯少年…保護者の保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

第46表 刑法犯少年の罪種別検挙補導人員の推移

区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
全 刑 法 犯 検 挙 補 導 人 員	2,250	1,813	1,696	1,536	1,631	1,471	1,204	926	778	634	
罪 種	凶 悪 犯	36	10	13	23	10	9	6	7	3	13
	粗 暴 犯	240	154	140	155	145	174	154	113	119	97
	窃 盗 犯	1,089	896	850	766	918	864	718	491	430	336
	知 能 犯	131	115	160	143	114	108	70	82	54	55
	風 俗 犯	5	9	6	2	10	6	10	6	10	5
	そ の 他	749	629	527	447	434	310	246	227	162	128

資料：県警察本部「平成26年少年非行」

- ※凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強姦をいう。
- ※粗暴犯・・・凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝をいう。
- ※窃盗犯・・・窃盗をいう。
- ※知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造等をいう。
- ※風俗犯・・・賭博、わいせつをいう。
- ※その他・・・上記以外の刑法犯罪種をいう。

第47図 初発型非行の検挙補導人員の推移



資料：県警察本部「平成26年少年非行」

第48図 刑法犯少年の再非行率



資料：県警察本部「平成26年少年非行」

第49表 特別法犯少年の法令別検挙補導人員の推移

区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
特別法犯 検挙補導人員	116	64	68	72	80	87	83	92	62	51
法令別	薬物事犯	13	8	5	5	6	6	4	2	2
	う									
	贓取法	8	8	3	4	6	5	3	1	2
	大麻法	2		2	1		1	1		
	麻向法	3								
	毒劇法	19	2		2			3		
	軽犯罪法	37	28	21	24	46	47	34	57	32
	銃刀法	5	3	2	3	3	4	2	2	3
	県育成条例	35	12	19	25	13	16	17	15	12
その他	7	11	21	13	12	14	23	16	13	

資料：県警察本部「平成26年少年非行」

② 犯罪被害少年

本県における平成26年の福祉犯の被害少年者数は141人で、そのうち女子が73人で51.8%となっています。

法令別にみると県青少年健全育成条例が59人で41.8%、未成年者喫煙禁止法が44人で31.2%となっています。

また、インターネットを利用して児童買春・児童ポルノ法、県青少年健全育成条例の被害にあった少年は27人で、増加傾向になっています。

第50図 福祉犯検挙・被害少年人員の推移



資料：県警察本部「平成26年少年非行」

第51表 福祉犯事件の法令別検挙人員の状況

区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年			
										検挙人員	被害少年 総数	うち女子	
検 挙 人 員	168	128	167	144	152	171	174	176	135	127	141	73	
法 令 別	児 童 福 祉 法	1	1	3	5	3	5	4	4	14	3	4	4
	労 働 基 準 法	2	3	6	1		1				2	1	1
	児 童 買 春 ボ ル ノ 法	11	11	20	14	13	13	10	18	19	12	7	6
	未 成 年 者 喫 煙				1	19	41	53	68	29	42	44	4
	未 成 年 者 飲 酒			3	2	6	3	3	3	2			
	風 適 法	2	9	1	1	9	7	5	3	3	8	26	8
	売 春 防 止 法				5								
	買 取 法	9	2	3				4					
	麻 薬 取 締 法	1											
	大 麻 取 締 法	1											
	毒 刺 法	3											
	出 会 い 系 規 制 法			2	1		2	2					
	県 育 成 条 例	138	102	129	114	102	99	90	80	67	60	59	50
	そ の 他							3		1			

資料：県警察本部「平成26年少年非行」等

第52図 インターネットを利用した児童買春・児童ポルノ法、県青少年条例の検挙・被害状況



区分	22年	23年	24年	25年	26年
検挙人員	9	19	24	24	37
児童買春・児童ポルノ法	6	11	15	11	9
県育成条例	3	8	9	13	28
被害少年人員	6	13	18	13	27
児童買春・児童ポルノ法	3	5	9	7	3
県育成条例	3	8	9	6	24

資料：県警察本部「平成26年少年非行」